

史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画

令和 8 年 3 月

仙台市教育委員会

序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは昭和 54 年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和 55 年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は 2 つの時期の官衙（Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙）に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成 18 年 7 月、国の史跡に指定されました。本市では平成 20(2008)年の「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」に基づき管理等を行ってまいりましたが、国の方針を踏まえ、令和 6(2024)年 3 月に史跡の保存と活用に関する基本的な方向性を示した「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」を策定いたしました。

本計画では、「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」を基本理念とし、整備と保存・活用をより一層と進め、理想とする史跡の実現に向けた具体的方針と方法を示しています。

本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

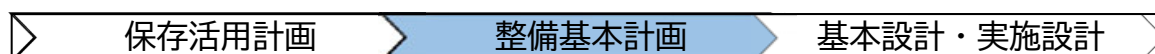
本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの市民の皆様にご存知いただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和 8 年 3 月

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

例 言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡仙台郡山官衙遺跡群の整備基本計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。
4. 本計画は、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会を中心に、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言のもと、仙台市教育委員会が作成した。
5. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。
6. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
7. 遺構の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNo.である。
SA：柱列などの堀跡 SB：建物跡 SD：溝跡 SI：竪穴住居跡、竪穴建物跡
SX：その他の遺構



目 次

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の経緯と目的

- 1 計画策定の経緯1-1
- 2 計画の目的1-1
- 3 整備基本計画策定事業実施体制及び活動報告
 - (1)委員会委員等名簿1-2
 - (2)委員会活動状況1-2
 - (3)地域住民の意見聴取1-3
 - (4)パブリックコメントの実施1-4
- 4 関連する計画1-4
- 5 計画の構成と内容1-7
- 6 計画の期間1-7
- 7 計画の対象範囲1-7

第2章 計画地の現状

- 1 自然的環境
 - (1)位置と立地2-1
 - (2)気象2-3
 - (3)地形・地質2-4
 - (4)植生2-5
 - (5)景観2-6
- 2 歴史的環境
 - (1)郡山遺跡周辺の歴史的変遷2-6
 - (2)郡山遺跡周辺の関連文化財2-9
- 3 社会的環境
 - (1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制2-10
 - (2)人口・産業2-13
 - (3)交通2-13
 - (4)土地所有及び土地利用2-16
 - (5)地域資源(観光・レクリエーション・文化財)2-19
 - (6)防災2-20

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

- 1 史跡指定の状況
 - (1)指定に至る経緯3-1
 - (2)指定概要3-2
 - (3)管理団体3-8

2 史跡の本質的価値

- (1)調査成果3-8
- (2)本質的価値3-23
- (3)構成要素3-25

第4章 現状・課題

- 1 史跡の保存・管理における現状と課題4-1
- 2 史跡の公開・活用における現状と課題4-4
- 3 史跡の整備における現状と課題4-6

第5章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念5-1
- 2 基本方針5-1

第6章 整備基本計画

- 1 全体計画及び地区区分計画6-1
- 2 動線計画6-9
- 3 遺構保存に関する計画6-14
- 4 造成・排水に関する計画6-14
- 5 遺構の表現に関する計画6-16
- 6 修景・植栽整備に関する計画6-23
- 7 案内・解説施設に関する計画6-24
- 8 管理施設・便益施設に関する計画6-26
- 9 公開・活用施設に関する計画6-28
- 10 防災に関する計画6-32
- 11 調査等に関する計画6-33
- 12 管理・運営に関する計画6-34
- 13 公開・活用に関する計画6-35
- 14 関連文化財との連携に関する計画6-37

第7章 事業計画.....7-1

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある遺跡です。昭和50年代中頃までは農地が広がり大規模開発が行われなかった地区だったこともあり、遺構が比較的良好に保存されていましたが、近年では遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでおり、平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始されました。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行しています。

その間、郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受けており、平成20(2008)年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定しました。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出されました。

こうした状況の中で、郡山遺跡の本質的な価値を確認し、現状の課題を踏まえて、史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示するために令和6(2024)年3月に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」(以下、「保存活用計画」とする)を策定し、「保存活用計画」で示した方針に基づき、郡山遺跡の整備および活用の促進を図るため、今回「史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画」(以下、「本計画」とする。)を策定することになりました。

2 計画の目的

本計画は、「保存活用計画」による、基本理念「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」に基づき、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を顕在化し、理想とする郡山遺跡の姿を実現するための整備の具体的な方針や方法を明示することを目的とします。

仙台市では「仙台市基本計画2021-2030」(令和3年3月策定)において、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をこれからのまちづくりの方向性として掲げ、この理念を具体化する目指す都市の姿として、「杜の恵みと共に暮らすまちへ」、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」、「学びと実践の機会があふれるまちへ」、「創造性と可能性が開くまちへ」の4つを定めています。

地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれている歴史資産を通して、仙台市が目指す都市の姿である「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」が実現するような整備を目指すための計画とします。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」ことができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような整備の方法を示すための計画とし、郡山遺跡が本市の都市個性を象徴する場所として、都市化する史跡地周辺の地域と調和した歴史を感じ、来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

3 整備基本計画策定事業実施体制及び活動報告

本計画の策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行いました。

(1) 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿(令和8年3月現在・敬称略)

役職名	氏名	分野	現職
委員長	永田 英明	日本古代史	東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子	日本古代史	秋田大学 名誉教授
委員	荒木 志伸	歴史考古学	山形大学学士課程基盤教育院 教授
委員	伊藤 恵子	学校教育	仙台市教育庁学校教育部学びの連携推進室主任兼学力向上サポーター（社会科）
委員	北野 博司	考古学	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター 教授・センター長
委員	黒田 乃生	造園学	筑波大学 芸術系 教授
委員	菅原 玲	地域連携 (まちづくり)	石巻専修大学 大学開放センター長・経営学部経営学科 講師
委員	松 公男	地域代表	郡山地区連合町内会 顧問
委員	三上 喜孝	日本古代史	国立歴史民俗博物館 教授
委員	吉田 歆	日本古代史	山形県立米沢女子短期大学 教授
助言者	岩井 浩介		文化庁文化資源活用課整備部門 調査官
助言者	千葉 直樹 大沼 柊平		宮城県教育庁文化財課 保存活用班

(2) 委員会活動状況

回数	開催日	内容
第1回	令和6年7月18日(木)	①整備基本計画 方向性についての確認
第2回	令和6年11月25日(月)	①整備基本計画(素案)第1章～第5章の検討
第3回	令和7年3月17日(月)	①前回の委員会を受けての修正案について ②整備基本計画(素案)第6章～第7章の検討
第4回	令和7年7月31日(木)	整備基本計画(素案)について
第5回	令和7年9月22日(月)	整備基本計画(素案)について※書面開催

第6回	令和7年10月24日(金)	整備基本計画(中間案)について
第7回	令和8年1月20日(火)	整備基本計画(最終案)について

(3) 地域住民の意見の聴取

本計画において住民意見を聴取することを目的として、パブリックコメントとは別に計画対象地で活動する住民と意見交換を行うとともに、八本松市民センターまつり(令和7(2025)年11月2日)、郡山コミュニティ・センターまつり(令和7(2025)年11月9日)へ出展し説明を行いました。

① 地域住民及び地域で活動する歴史研究会

参加者：郡山地区連合町内会役員

八本松・郡山地域研究会

日時：令和7(2025)年7月2日

主な意見：

- ・ 地域への情報発信や説明を強化して欲しい。
- ・ 公有化を含めた整備の全体の計画(どこの地域をいつ頃までに公有化・整備するのか)について示して欲しい。
- ・ 地域の歴史を伝える担い手の育成が難しい。
地域の人に興味を持ってもらうため、情報提供を積極的をお願いしたい。
- ・ 現地にある説明板(13箇所)が広範囲に点在しているため、高齢者や雨天の時は回り切れない。
- ・ 史跡来訪者のための便益施設(駐車場、トイレ、ガイダンス施設)がなく、見学者から不便だとの声が挙がっている。
- ・ 小学生や歴史に詳しくない人にも伝わるようなマップやパンフレットがあると良い。



意見交換会の様子

② 現役・子育て世代

参加者：東長町小学校 PTA 役員

日時：令和7(2025)年7月16日

主な意見：

- ・ 憩いの場や遊びの場にしていきたいと聞けて、この地区に史跡があるということは地域の財産だと思った。子どもたちの誇りの持てるふるさとになってもらいたい。
- ・ せっかく学校も近いし、この地域もイベントが色々多いので、活用できる場所になれば、学校の負担も減るのではないかと思う。
- ・ 自分は地域のこどもの居場所・遊び場づくりの市民活動を(PTAとは別に)あすと長町で行っているが、郡山の史跡地もいい場所だと考えていた。
- ・ 子どもたちが遊べる場所を作ってもらいたい。中学生があすと長町中央公園のバスケットコートでバスケやサッカーの練習をしているが、ここでできれば、中学生はわざわざ中央公園まで行く必要はなく、中央公園の方では小さな子どもが安全に遊べる。
- ・ 郡山中学校は校庭もあまり広くなく、部活するスペースがない。史跡地に部活(運動)ができるスペースがあるとありがたい。

- ・地域で畑をやっている方もいるので、そこで採れた野菜を売るなどマルシェができると良い。おしゃれ。話題性もできる。古代野菜とか。
- ・郡山に引っ越してきて、「遺跡があるんだ」と思ったが、アピール感がない。
- ・犬を飼っている家も多いので、ドッグランなど一緒に遊べるような場所があるといい。
- ・災害時に学校に避難所が設置されると、こどもたちの居場所や遊ぶスペースがなくなる。そのような時に史跡地はこどもの遊び場として大丈夫というような役割があると良い。

(4)パブリックコメントの実施

令和7（2025）年11月25日～12月24日（30日間）に中間案のパブリックコメントを実施しました。

①周知方法

- ・市政だより、仙台市ホームページに掲載。
- ・市政情報センター、区役所・総合支所、仙台市博物館、地底の森ミュージアム、歴史民俗資料館、陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

電子申請フォーム、郵送、ファックスまたは電子メールによる提出

③意見提出者数及び意見の件数

- ・意見提出者数 10人（0団体）
- ・意見の件数 38件

④意見の内容

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開。

4 関連する計画

(1)本市上位計画

①「仙台市基本計画 2021－2030」（令和3年3月策定）

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」を掲げています。

その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており、本史跡もこの施策の一つに位置付けられます。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められます。

太白区の地域づくりの方向性としては、(3)豊かな地域資源を活かした賑わいと潤いのあるまちとして、郡山遺跡や富沢遺跡に代表される歴史資産や秋保の田植踊などの民俗芸能といった豊かな地域資源を守り、磨き上げながら、その魅力を区ごとの地域づくりの方向性実感できるように、学び、感じ、伝える機会や場を創出し、賑わいと潤いのあるまちづくりを推進するとしています。

②「仙台市教育基本構想 2021」（令和 3 年 3 月策定）

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げています。この実現に向けた 6 つの基本方針のうち、「基本方針 V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており、具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示しています。

(2)本市の他の計画等との関連

①「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和 3 年 6 月策定）

「基本方針 3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」ことが掲げられており、その中の施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備に取り組むこととしています。

②仙台市都市計画マスタープラン（令和 3 年 3 月策定）

「基本方針 4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」や「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」などが挙げられており、史跡地内に所在する居久根(いぐね)との関連から、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要があります。また、「都市施設などの防災・減災機能の強化」や「防犯に配慮した都市の構築」などの部門別の方針も挙げられており、史跡地内のオープンスペースの整備についてはこの方向性に則って行う必要があります。

③仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月策定、平成 25 年 6 月・令和 4 年 6 月変更）

景観計画では市内全域を景観特性に応じた 8 つのゾーンに区分しており、本計画の対象範囲（郡山遺跡周辺）は「商業業務地ゾーン」、「沿線市街地ゾーン」、「郊外住宅地ゾーン」に該当しています。

また、良好な景観形成を図るためゾーンに応じた建築物等の制限（形態・意匠、高さ、色彩、緑化）が定められています。

④地下鉄沿線まちづくりの推進プラン（令和 4 年 3 月策定）

方針 1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる居久根など、これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられます。

また方針 3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人を訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められます。

⑤仙台市バリアフリー基本構想（令和3年3月策定）

基本理念である「すべての市民がともに生きる 共生」の理念のもと、誰もが互いに理解し共に支え合う環境づくりとバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台を創出する」ための基本方針として、「全体像：社会参加・自己実現の支援」、「ソフト：市民の支え合い、心のバリアフリー」、「ハード：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり」、「実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働」が示されています。全体像で示すように、ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、利用しやすく安心・安全なバリアフリー空間を整備することにより、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市「多様性が社会を動かす共生のまち」を目指した整備が求められます。

⑥「仙台市ダイバーシティ推進指針」（令和7年3月策定）

本市は、市民と行政の連携のもと、多文化共生やバリアフリー、防災・減災の取り組みなど様々な分野において、多様性を尊重した共生のまちづくりを進めてきたまちです。さまざまな「ちがいを」受容してきた歴史や文化などをさらに発展させながら、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安全・安心に暮らし、自分らしく活躍できるまちづくりを進めています。推進指針では、誰もが不利益を受けたり排除されたりすることがない社会を目指すことを基盤に位置づけており、本基本計画においても、多様性に配慮した取り組みを推進していきます。

(3)史跡郡山官衙遺跡群保存活用計画（令和6年3月策定）

保存活用計画では保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の4項目について基本方針を定めています。

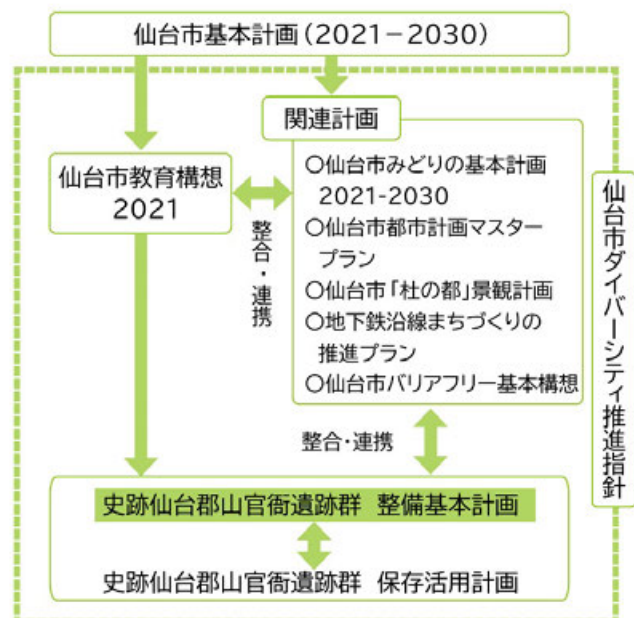
保存・管理の基本方針では発掘調査に基づく保存・管理を行うこと、市民の理解と協力を得ること、引き続き史跡化・公有化を実施することを示しています。

活用の基本方針では発掘調査に基づき活用すること、多方面と連携し、多様な情報発信を行うこと、多様な視点（学びの場・親しむ場・楽しむ場）から活用を行う事を示しています。

整備の基本方針では市民生活と調和を図りながら、コスト意識に留意して進めること、史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備

を行うこと、教育や学習の場、市民の憩いの場、文化・観光・防災に資する場とするとともに、多様な人が快適に見学できるような整備を行うことを示しています。

運営・体制整備の基本方針については市関連部局・関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行うこと、市民の理解と協力を得られるような関係を構築すること。持続可能な体制を整備することを示しています。



主な関連計画との関係

(4)SDGs との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）17 のゴール（目標）のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに、11-4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」が位置づけられていることから、SDGs 達成への貢献を目指していきます。



(5)開発計画

特になし

(6)宮城県文化財保存活用大綱

平成 30（2018）年 6 月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和 3（2021）年 3 月に当該大綱が策定されました。その中で、文化財の保存・活用を推進するための視点として 4 つの基本方針が示されています。そのうち、方針 1 ではボランティアや市民団体などとの積極的な連携体制の構築の必要性、方針 3 では地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくことなどが示されています。

5 計画の構成と内容

本計画は史跡仙台郡山官衙遺跡群の史跡整備の基本方針を示すものです。

第 1 章で計画策定の目的を明確にし、第 2 章で史跡周辺の概要把握のため、計画地の現状の整理、第 3 章では遺跡を含めた各種調査結果と史跡の指定状況をまとめた上で、史跡の本質的価値を示します。第 4 章では整備に関わっての現状と課題を整理し、第 5 章で基本理念と整備方針を示します。第 6 章では各項目についての現状と課題についての具体的な整備方針を明らかにし、第 7 章では今後 8 年間で優先的に実施する事業計画についてのスケジュールを記します。

6 計画の期間

本計画は「保存活用計画」に基づき令和 25 年度までの 18 年間を対象期間とし、この期間における整備目標を策定するものです。なお、令和 8 年度から令和 15 年度の 8 年間に、優先的に実施する整備内容については第 7 章の事業計画で示します。

令和 16 年度以降の事業計画については、調査研究の進展や整備の進捗状況や社会状況を踏まえて、計画期間の後期に検討することとします。

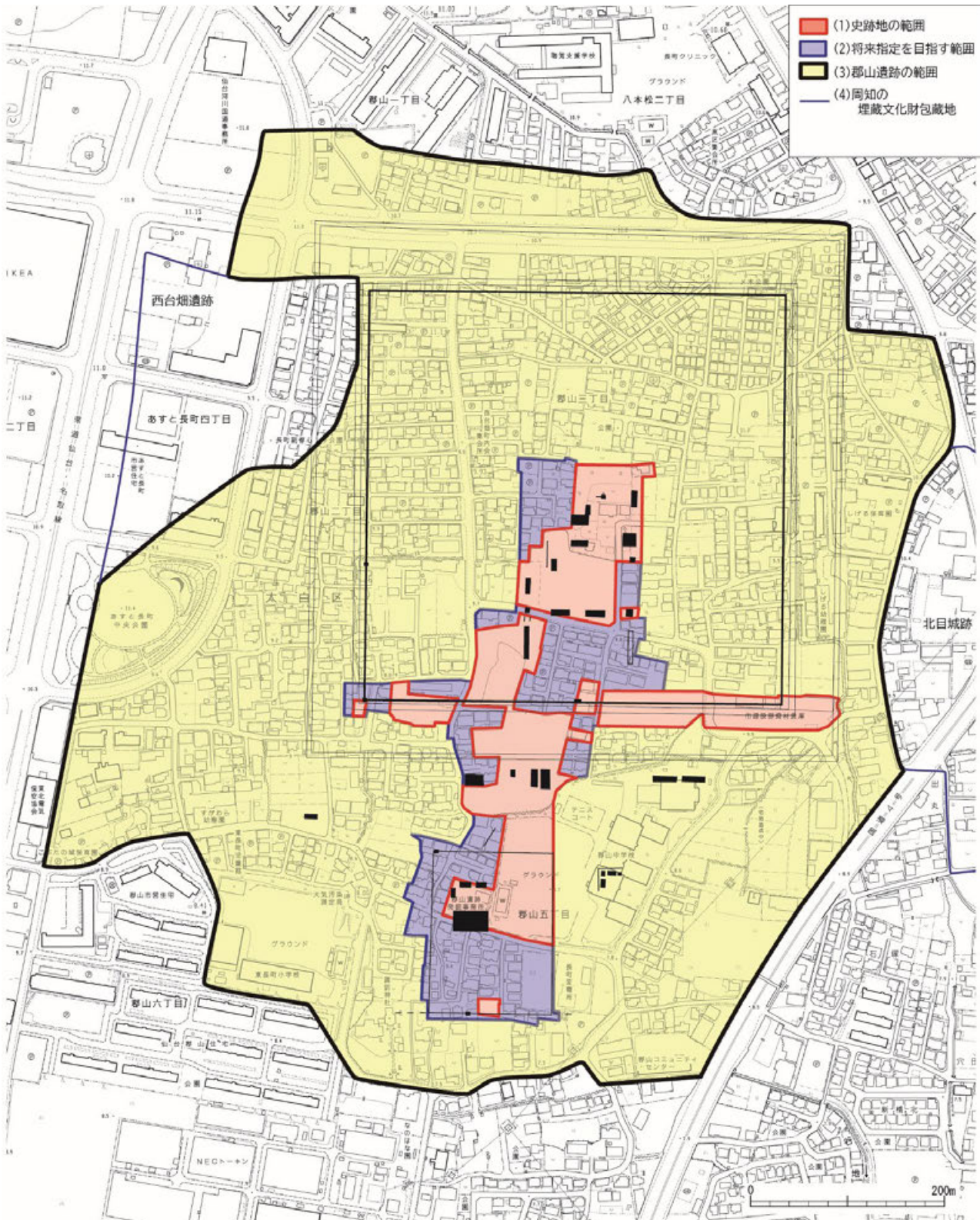
7 計画の対象範囲

本計画では史跡仙台郡山官衙遺跡群および、郡山遺跡の埋蔵文化財包蔵地範囲を対象とします。

現状の史跡地及び、追加指定範囲はⅡ期官衙を基準に設定されています。その一方で、これまでの発掘調査により最初に造られた官衙（Ⅰ期官衙）やⅡ期官衙域が、史跡および将来史跡を目指す範囲の外側（遺跡範囲）まで広がっていることが分かってきました。史跡地より広い範囲が当時の役所としての機能を果た

しており、そのような広大な空間にかつての官衙が存在していたことを体感できるような整備を目指し、遺跡範囲までを含めた範囲を本計画の対象範囲とします。

具体的には史跡地内における遺構表示等現地の整備内容に限らず、埋蔵文化財包蔵地範囲に所在する郡山中学校や東長町小学校をはじめとした周辺の教育施設との関わりや、周辺から史跡地内へのアクセス方法、既存の遺跡説明板、郡山中学校に所在する遺構表現を含めた望ましい関係について示します。また、本計画は事業進捗や社会状況の変化に応じて適宜見直すものとします。



計画の対象範囲

第2章 計画地の現状

1 自然的環境

(1) 位置と立地

仙台市は宮城県の中央に位置しています。市域は東西 50,579 km、南北 31,204 kmと東西に長く、面積は 786.35k m²です。仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、北は富谷市、多賀城市等、西は山形県、南は名取市等に接しています。

郡山遺跡は仙台市の中心市街地から東南約 5 kmの仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高 8~11m の自然堤防と後背湿地上に立地しています。

郡山の地に古代陸奥国の役所・寺院跡である本史跡が立地する理由としては、①名取川と広瀬川が本史跡から南東へ 1.5 kmで合流し、この合流点から名取川の河口までが 6 kmと近く、太平洋の海上交通や河川交通上、利便性の高い位置であること、②東北地方の北と南をつなぐ仙台平野のほぼ中央に位置するとともに、仙台湾の海岸線から奥羽山系までの最短距離ライン上にあり、名取川を遡って峠を越え、山形県の内陸部（最上・置賜地方）へも移動しやすい位置にあること、③名取川・広瀬川は渇水期に郡山付近において徒歩での渡河が可能であったとみられ、周辺に古代の官道である「東山道」も通っていたと推測されるなど、古代の陸上交通においても重要な位置と考えられること、などが挙げられます。



仙台平野の広がり

(仙台市史特別編1 自然 より引用、一部加筆)



郡山遺跡周辺から太平洋を望む（昭和 62 年撮影）（西から撮影）



仙台郡山官衙遺跡群の位置

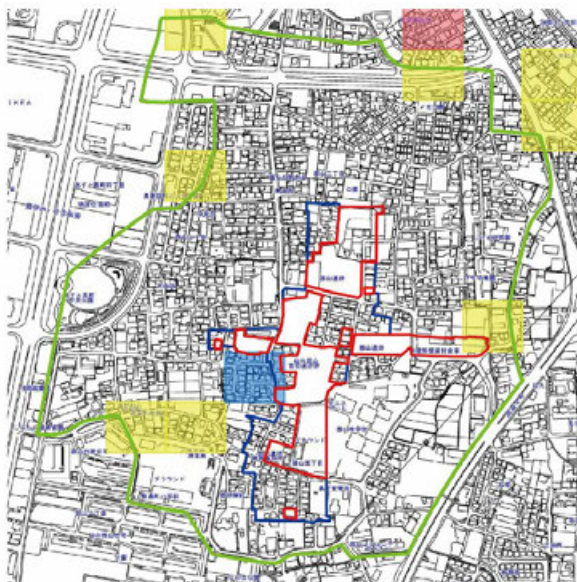
(地理院タイルに遺跡位置を追記)

仙台郡山官衙遺跡群の位置

(2) 気象

郡山遺跡の位置する仙台市南部の気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴があります。過去10年間(2014～2023年)の記録では、年平均気温が13.8℃(最高37.3℃、最低-7.6℃)、平均年間合計降水量は1,217.3mmとなっています。また、同期間において、「激しい雨」とされる1時間当たり降水量が30mm以上観測された日は10日観測されています。(参考：気象庁ホームページ「過去の気象データ」―「仙台」―「月平均気温」・「月最高気温」・「月最低気温」・「降水量の月合計」・「1時間降水量の日最大」―「2015年1月～2024年12月」)

大雨時の指定地周辺の状況としては、遺跡南西部で平成13年度から令和5年度にかけて床下浸水や道路冠水が発生しており、仙台市内水浸水想定区域図をみると、過去50年間における市内で最大級の大雨が区域全体に降った場合、周辺宅地からの流入先となり、史跡地南側は20～45cmの浸水地になると想定されています。また、大雨によって河川などが氾濫した場合の洪水

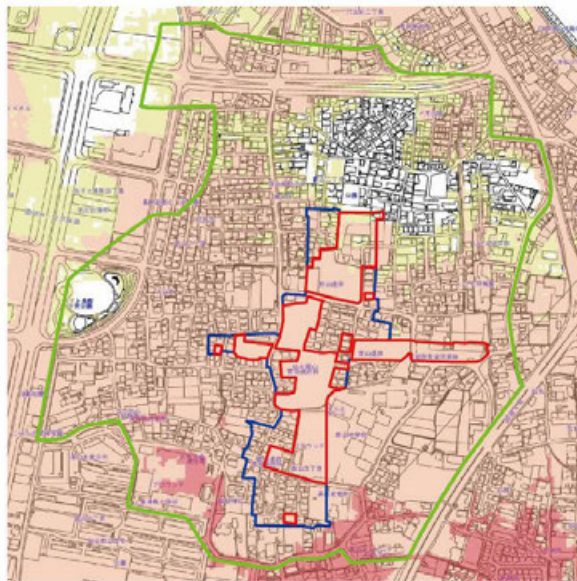


せんだいぐらしのマップ“浸水履歴”に計画対象範囲を表示



せんだいぐらしのマップ“内水ハザードマップ”に計画対象範囲を表示

ハザードマップをみると、遺跡地内の大半が冠水する場合もあると想定されています。（参考：仙台市ホームページ「せんだいくらしのマップ」－「浸水履歴」・「内水ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」）



せんだいくらしのマップ“洪水ハザードマップ”に計画対象範囲を表示

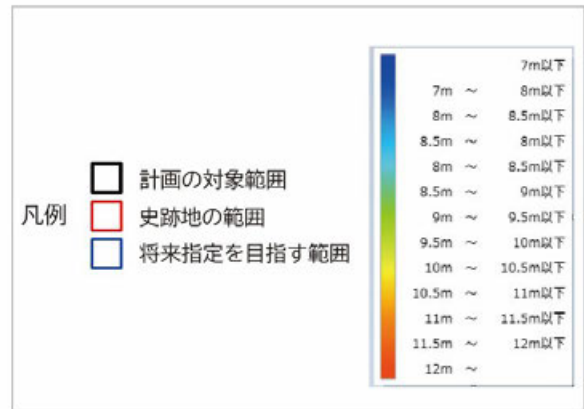
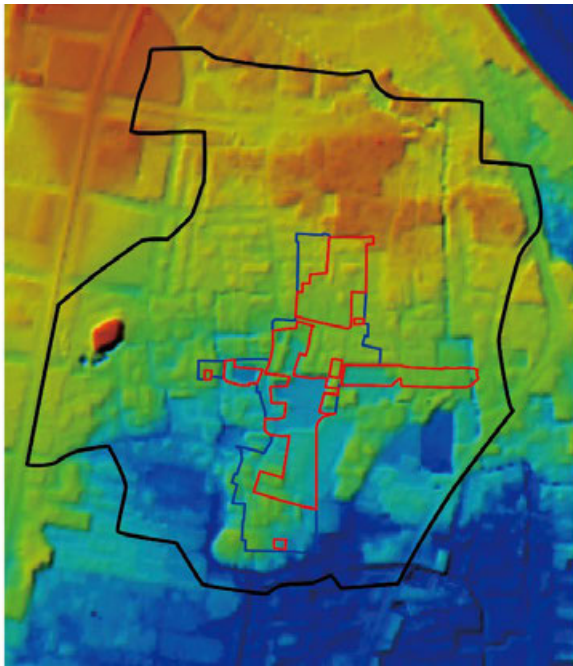
(3) 地形・地質

仙台市は市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ、標高 1,000m 級の山並みが連なっています。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら 3 河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっています。



仙台市および周辺地域の地形区分図
 (仙台市史特別編1 自然 より引用、一部加筆)

郡山遺跡は仙台市の中心市街地から東南約 5 kmの仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高 8~11m の自然堤防と後背湿地上に立地しています。遺跡内には数条の旧河道が確認されており、中でも遺跡南側に入りこんだ旧河道は顕著であり、現状でも 1~1.5mの比高差が認められます。また、発掘調査によって遺跡北西部にも古代に遡る河川跡が発見されています。

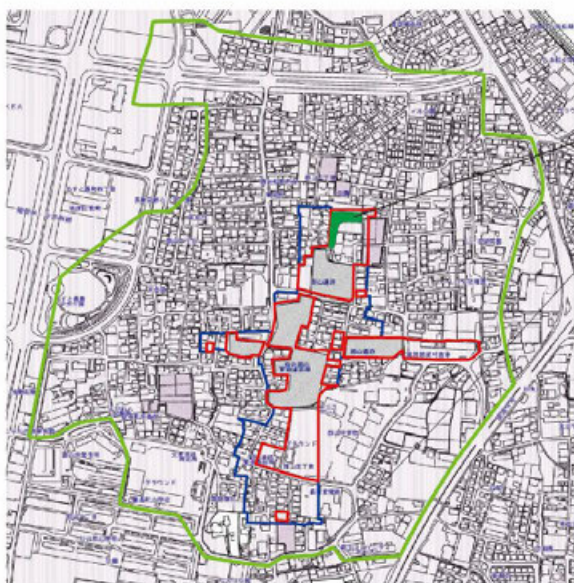


計画対象地周辺の微地形起伏

(「自分で作る色別標高図」(国土地理院)で標高図を作成の上、計画対象範囲を表示)

(4) 植生

史跡指定範囲はほとんどが雑草地となっています。また計画対象地周辺は宅地化が進んでおり、仙台市自然環境基礎調査に基づく植生図によると、その多くが市街地で、一部、畑地による雑草地が認められます(参考:仙台市ホームページ「せんだいくらしのマップ」—「植生図」)。そのため上記植生図には表れていませんが史跡地内に所在する居久根(いぐね=屋敷林)が周辺一帯における貴重な植生となっています。居久根は北~東に「(かぎ)状に植えられたケヤキからなり、その他にツバキ等も混生しています。居久根に関しては史跡周辺の歴史的変遷を構成する要素である一方で、手つかずのまま巨木化している現状もあります。



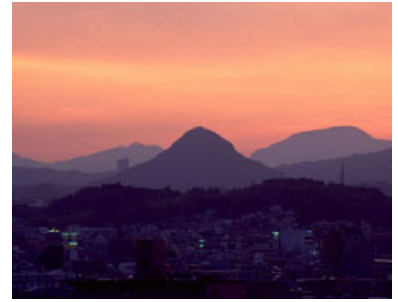
史跡地内の居久根(いぐね)
(南から撮影)



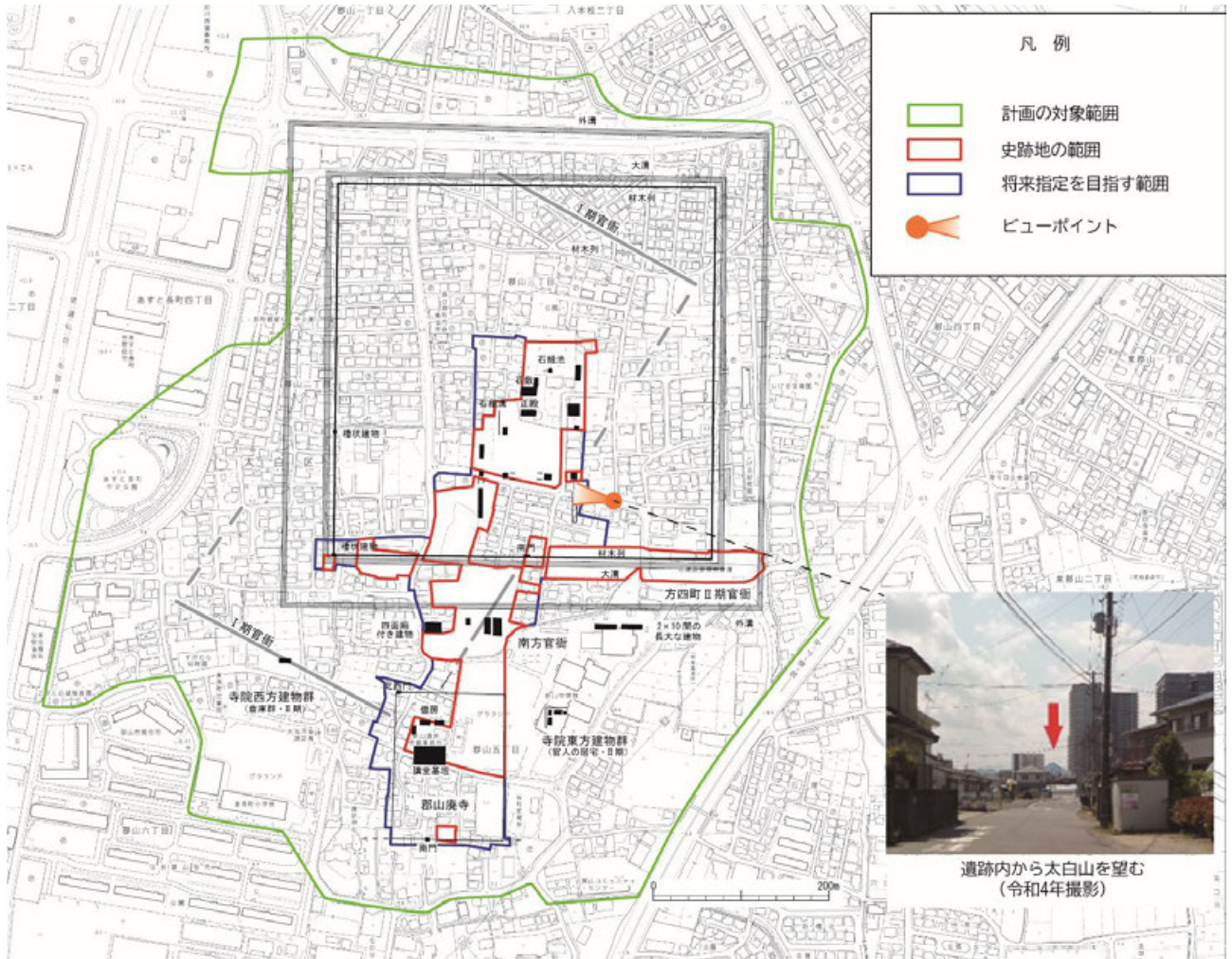
せんだいくらしのマップ“植生図”に居久根範囲を加筆の上、計画対象範囲を表示

(5) 景観

昭和 50 年代中頃まで長町駅東側は農地の多い地区だったこともあり、郡山遺跡から 8.25 km 西方にある太白山（標高 320.61 m）を望むことができました。官衙が造営された当時から太白山を見ることができたと想定され、官衙において行われた儀式等との関連も推測されています。しかし、近年は隣接するあすと長町地区における高層建築物の増加に伴い、史跡地と太白山の間を遮断している状況です。また、遺跡内から太白山が見える地点は市道上からなどに限られ、安全上の課題があります。



遺跡内から太白山を望む
(平成初め頃撮影)



平成 28 年修正 都市計画基本図を加工

計画対象地周辺における眺望点

2 歴史的環境

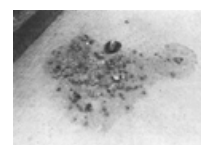
(1) 郡山遺跡周辺の歴史の変遷

【旧石器時代】

郡山遺跡では同時期の痕跡は確認されていませんが、郡山低地の後背湿地上にある富沢遺跡からは、火を焚いた跡とその周りから 100 点以上の石器が出土しています。当時の環境を復元できる樹木や葉、昆虫、動物の糞なども発見され、2 万年前の仙台の様子を伝えています。

【縄文時代】

縄文時代の後期になると沖積地に遺跡が集中する様相がみられ、郡山遺跡でも明確な遺構は確認されていませんが、官衙の下層から縄文時代後期後半の土器や、縄文時代晩期の土器片が出土しており、何らかの活動が行われていたと考えられます。



縄文時代後期の
遺構・遺物

【弥生時代】

弥生時代前期初頭の土器片や中期中頃以前の水田跡が見つかっており、隣接する西台畑遺跡からも中期中頃の合わせ口土器棺とみられる土器や、人骨を伴う土壌墓が見つかっています。また、富沢遺跡では弥生時代中～後期の大規模な水田跡が見つかるなど、郡山低地は生産域や墓域としての利用が窺えます。



弥生時代の水田跡

【古墳時代】

古墳の周溝とみられる溝跡が見つかっていますが、詳細は不明です。周辺では古墳時代中期後半から後期にかけて小規模な円墳や前方後円墳からなる大野田古墳群が名取川の北岸に造営されます。また郡山遺跡から北西へ約 1.5 kmの向山地区では丘陵斜面に横穴墓群がつくられ、奈良時代まで継続する横穴墓もあります。



古墳周溝とみられる溝跡

【飛鳥・奈良時代】

郡山遺跡や隣接する長町駅東・西台畑遺跡では、Ⅰ期官衙が造営される前から竪穴住居が造られ、関東地方の特徴を持つ土師器が出土しています。Ⅰ期官衙の造営に先立ち、関東地方からの移住があったものと考えられます。7世紀中ごろ～末葉にはⅠ期官衙、7世紀末葉～8世紀半ば頃にはⅡ期官衙が機能していましたが、多賀城の創建や国分寺・国分尼寺の建立の中で官衙は順次機能を終えたと考えられます。

なお、8世紀には出来上がっていたとみられる東山道(未発見)は、名取川・広瀬川の徒歩での渡河可能地点から考えて郡山遺跡周辺を通過していたと推測されます。

【平安時代】

仙台平野南部の平安時代の遺跡は、自然堤防上において拡大し、検出される竪穴住居跡の軒数も増加します。郡山遺跡では10世紀前半代に降下した灰白色火山灰の時期を前後する水田跡が見つかっており、生産域として利用されていたと考えられます。また、郡山遺跡では古代末期のものと推測される溝跡も見つかっており、道路や屋敷の区画となる可能性が考えられています。



古代末期の溝跡

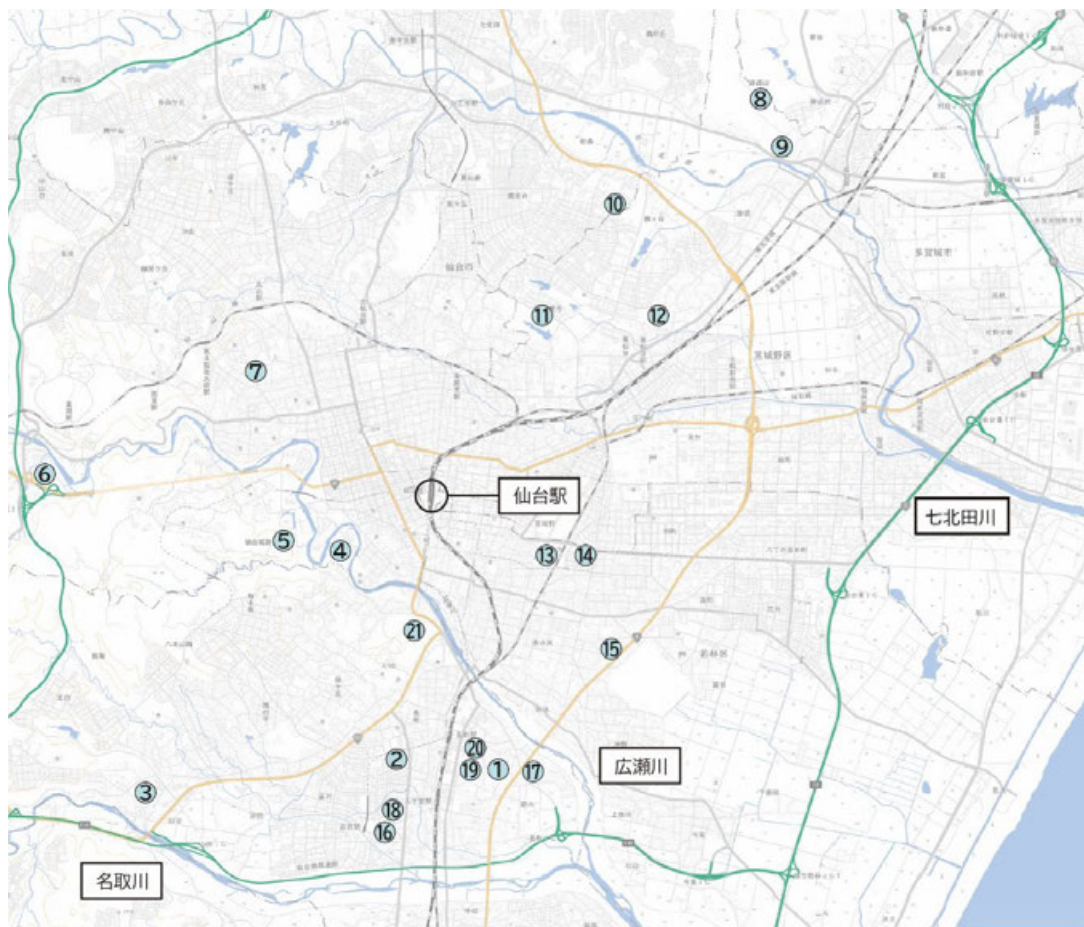
【中世】

仙台平野南部の各所から堀により区画された屋敷跡が発見されており、富沢遺跡などでは13世紀以降、水田が屋敷跡近くで作られていたことがわかっています。郡山遺跡では古代以降とみられる水田跡が見つかっていますが、屋敷跡等は見つかっていません。なお、鎌倉時代の奥州合戦時には、郡山を通過していたと推定される奥大道(未発見)を源頼朝軍が通過したと考えられます。

【近世以降】

関ヶ原の合戦が起こると、伊達政宗は慶長5(1600)年7月に名取郡北目城に入り、ここを拠点として上杉方と対峙しました。安永元(1772)年に完成した「封内風土記」によれば、郡山村は戸口67、男女375人と神社や古塁(北目城)などがあると記されています。江戸時代以降明治初年まで奥州街道沿いの長町と隣接しながら、郡山地域は農村的な姿を留めていたようです。明治20(1887)年に塩釜まで東北本線が開通すると、郡山の地は長町方面と線路により分断されたこと

もあり、長く農村の風景を留めていましたが、昭和 40 年代に国道 4 号が開通すると宅地化が進みました。



(地理院タイルに遺跡位置を追記)

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焔硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田古墳群	⑰北目城跡	⑱大野田官衙遺跡
⑲長町駅東遺跡	⑳西台畑遺跡	㉑向山横穴墓群

仙台市内の国指定史跡，主な市指定史跡など

(2) 郡山遺跡周辺の関連する文化財

・大野田官衙遺跡

筑川と旧筑川に挟まれた自然堤防上に立地する官衙跡と考えられています。幅 3~4m の大溝が、真北方向を基準にして、東西約 196m、南北約 259m の規模で方形に巡らされていることが確認されました。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで 6 棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられます。建物は、2 時期にわたり利用されており、郡山遺跡Ⅱ期官衙とほぼ同時期と考えられますが明らかとはなっていません。この遺跡は、北東約 1.5km に位置する郡山遺跡Ⅱ期官衙と密接な関わりが窺えます。



掘立柱建物跡(大野田官衙遺跡)

・長町駅東遺跡・西台畑遺跡

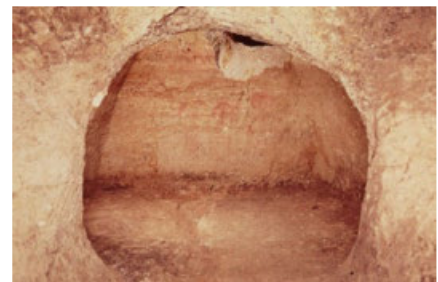
長町駅東遺跡と西台畑遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接しています。両遺跡を合わせて 800 軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複しています。関東地方の特徴を示す土器も出土しており、移民の存在や、統治との関わりが想定されています。また集落内には幅 4m の大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられます。大部分が 6 世紀末葉から 8 世紀初頭の時期で、7 世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持・管理・運営に携わった人々の集落跡と考えられます。



重複する竪穴住居跡(長町駅東遺跡)

・向山横穴墓群 (大年寺山横穴墓群、愛宕山横穴墓群、宗禅寺横穴墓群、茂ヶ崎横穴墓群、二ツ沢横穴墓群)

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称です。南北約 1.5 km の間に約 100 基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は 200 基を超すと考えられています。仙台平野では、7 世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7 世紀中頃から後半にかけてピークを迎えます。この頃に、南東約 1.5km に位置する郡山遺跡では、官衙が造営されており、同時期に営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられています。



装飾横穴墓(愛宕山横穴墓群)

3 社会的環境

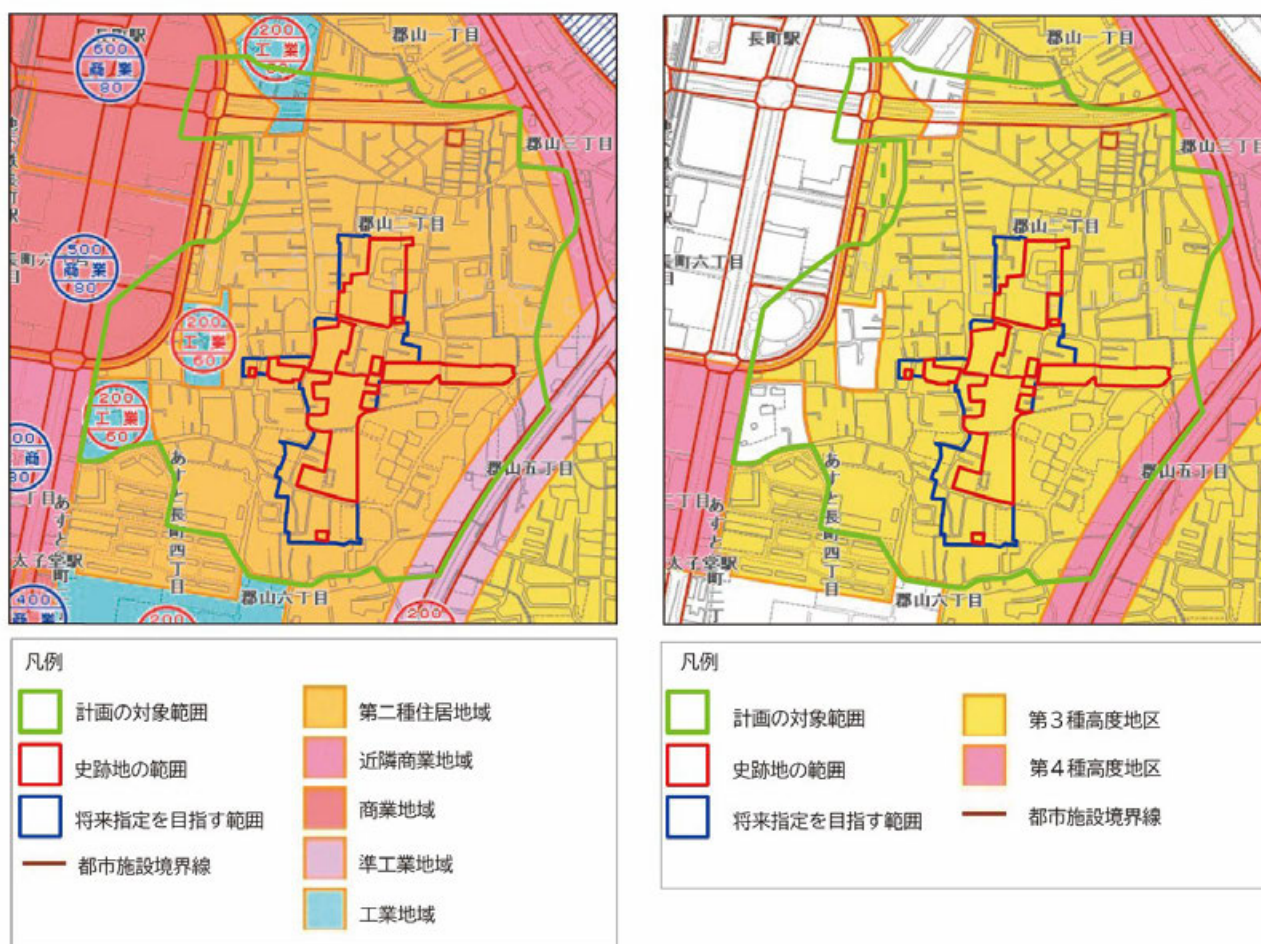
仙台市は明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786km²で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっています。また推計人口は、1,097,620人（令和6年1月1日現在）で、東北の中核都市として発展を続けています。

(1) 計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制

（図は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（令和7年5月時点）をもとに、計画の対象範囲等を追加）

① 都市計画法

史跡地および史跡を目指す範囲は、「都市計画区域」の市街化区域（「第二種住居地域・第3種高度地区」）に指定されています。なお、郡山遺跡の一部は、「都市計画区域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」、「商業地域・高度指定なし」、「準工業地域・第4種高度地区」、「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されています。



用途地域 区域図

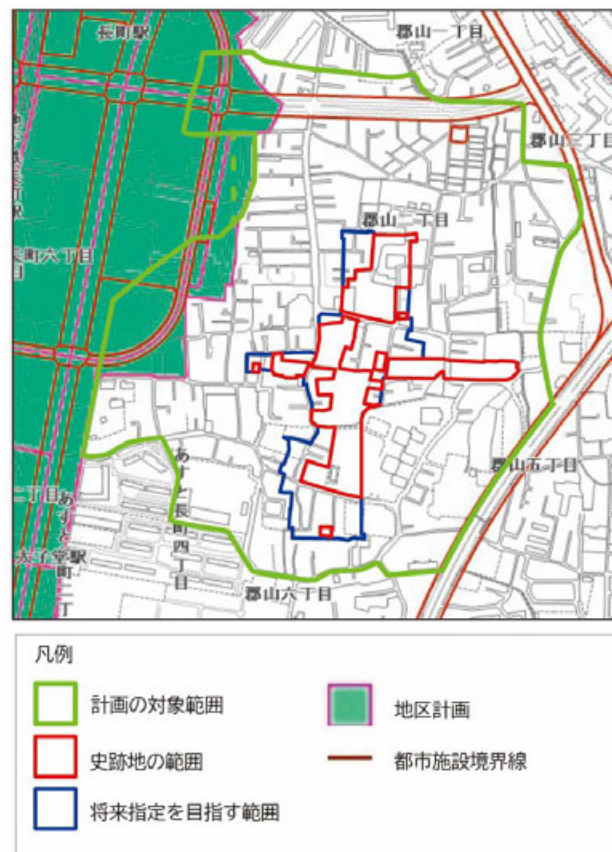
高度地区 区域図

また、郡山遺跡の一部は、「防火地域」および「準防火地域」に指定されています。

なお、郡山遺跡の一部は、都市計画法の規定による地区計画が定められた区域（「あすと長町東部」・「あすと長町中央」）に該当します。これらの該当区域に応じて、建物用途、容積率、建ぺい率等の制限が定められています。



防火指定 区域図



地区計画 区域図

② 道路法・道路交通法

市道について適用されています。市道にはみ出して工事をする場合や、市道上に看板、日除け等を設置する場合は太白区長へ占用許可を受ける必要があります。また、工事内容により仙台南警察署の道路使用許可を受ける必要があります。

③ 仙台市屋外広告物条例

史跡地は「禁止地域」、史跡を目指す範囲は「第二種許可地域」、郡山遺跡範囲は「第二種許可地域」、「第三種許可地域」および「禁止地域」に指定されています。

「禁止地域」では、原則として広告物の掲出は禁止されており、「第二種許可地域」および「第三種許可地域」では屋外広告物を掲出する場合は、あらかじめ太白区長の許可を受ける必要があります。なお、規制地域に該当する場合でも、日常生活や経済活動を行っていくうえで、必要最小限な一定の広告物については許可申請を行わなくとも掲出することが可能です。

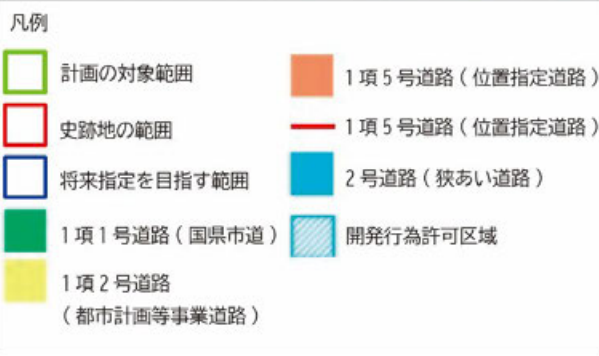
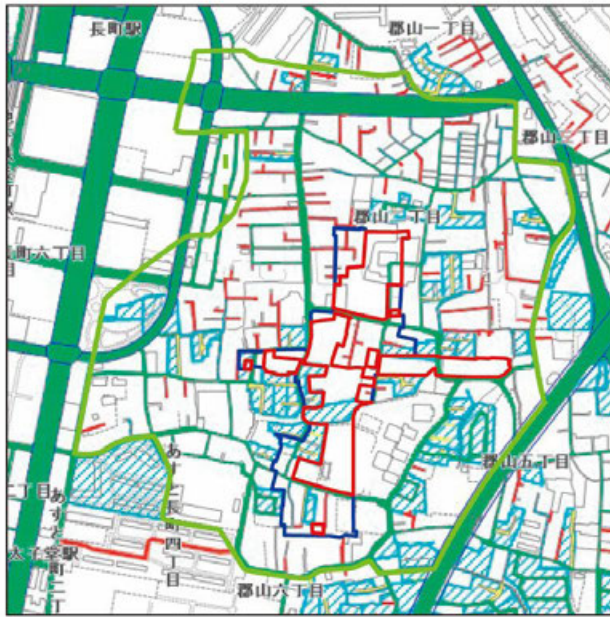
④ 広瀬川の清流を守る条例

史跡地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されています。「水質保全区域」では広瀬川の流域に、工場等を設置し、広瀬川に水を排出しようとする場合は、あらかじめ仙台市長の許可を受ける必要があります。

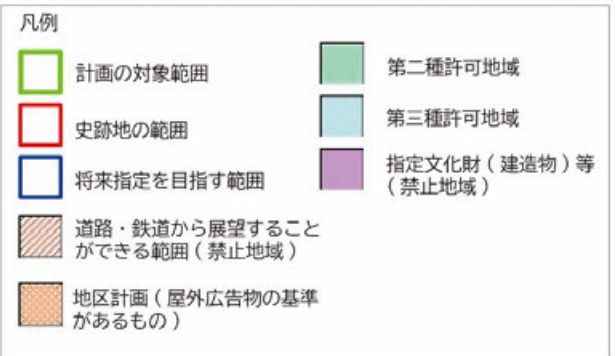
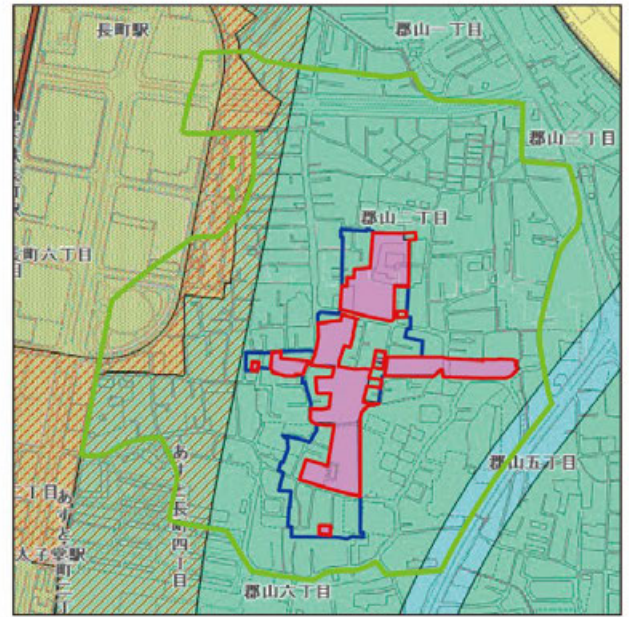
⑤ 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（駐車場附置義務条例）

史跡地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」、郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されています。該当地域においては、各区域で定められた一定規模以上の建築等を行う場合は、建築物または建築施設内への駐車施

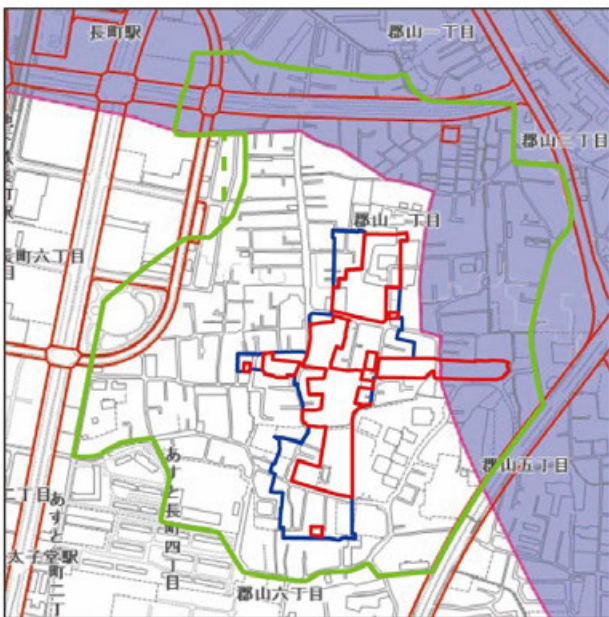
設の附置と仙台市への届出が必要となります。



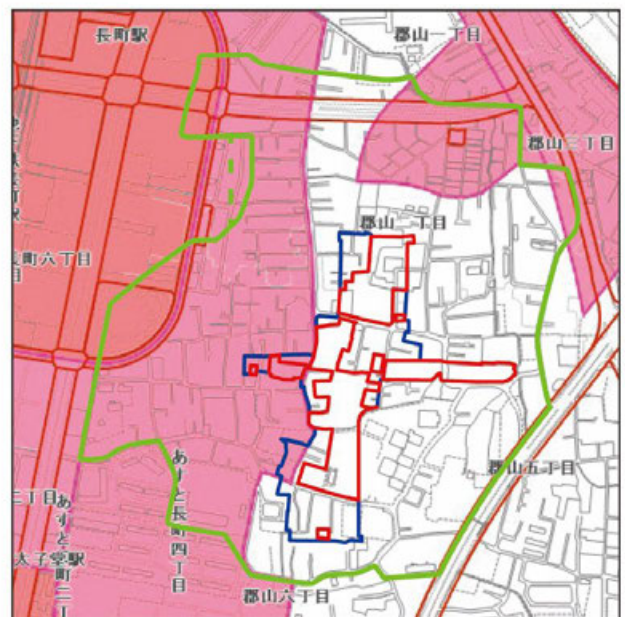
指定道路図



仙台市屋外広告物条例に基づく区域図



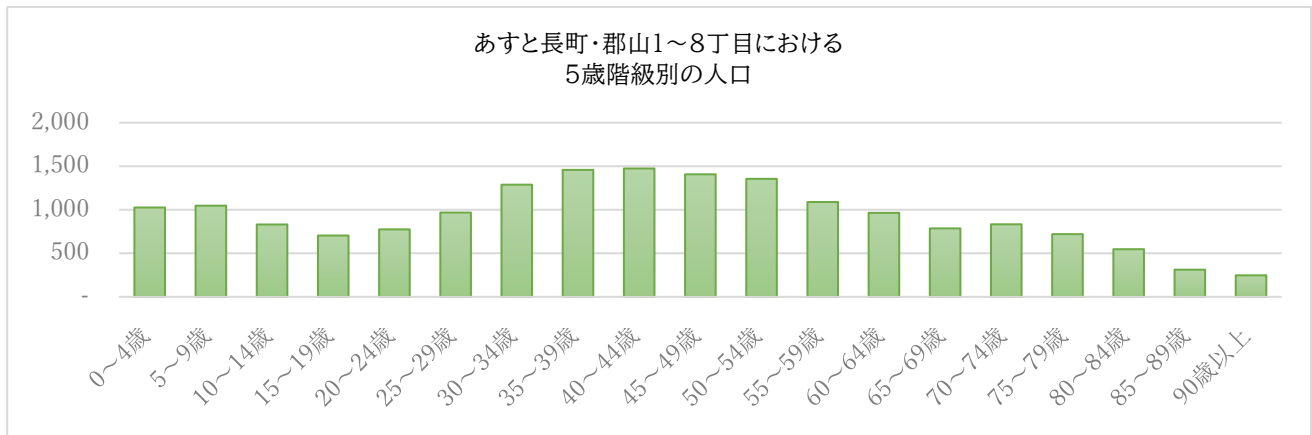
広瀬川の清流を守る条例に基づく区域図



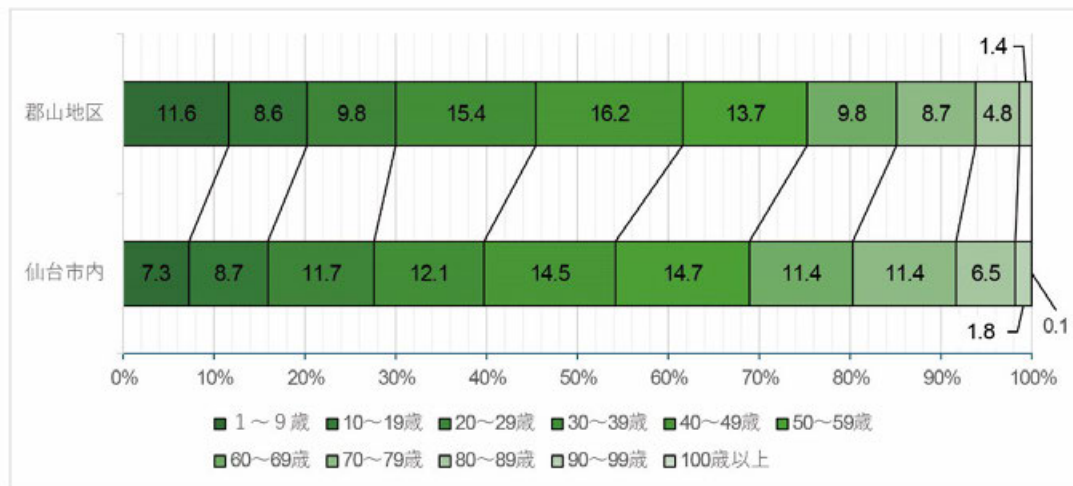
駐車場附置義務条例に基づく区域図

(2)人口・産業

仙台市の推計人口は1,064,910人で、世帯数は548,462世帯に及びます（参考：仙台市ホームページ「統計情報せんだい」－「月別の住民基本台帳人口」令和6年10月1日現在）。このうち、郡山遺跡の周辺であるあすと長町1～4丁目、郡山1～8丁目の推計人口は令和6年10月1日現在で17,832人であり、世帯数は8,287世帯になります。また、同地域の5歳階級別の人口をみると、25～59歳までの現役・子育て世代にピークがあり、次いで0～14歳のこども層にピークがあります。そして60歳以上の高齢者と15～24歳までの若者層はおおよそ同程度となっており、仙台市全体と比較すると60歳以下の現役世代が多い傾向にあります。（参考：仙台市ホームページ「統計情報せんだい」－「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口データ」）。



計画対象地周辺の年齢別人口



郡山地区と仙台市内全体の年齢別構成

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、その多くが市外にある本社等の支店・支社であることから「支店経済」とも呼ばれ（データ仙台2022）、東北におけるビジネスの拠点となっています。郡山遺跡周辺も市街化区域に含まれ同様の傾向を示していると考えられます。

(3)交通

郡山遺跡の位置する、郡山地域への交通手段としては、公共交通を利用したアクセス方法として、東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の結節する長町駅や、JR太子堂駅の利用、また、周

辺のバス停として、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「八本松二丁目」・「あすと長町二丁目」・「あすと長町三丁目」などを利用する方法があります。

一方、自動車等の個別交通によるアクセス方法としては、主要な幹線道路として東側に国道4号バイパス、西側に県道273号等を経由するルートがあります。

海外を含めた仙台市外から史跡仙台郡山官衙遺跡群を訪れる場合は、飛行機・鉄道等を用いて仙台駅を経由し、仙台駅からJR・地下鉄・バス等で長町駅に向かい、長町駅から徒歩・レンタルサイクル等で訪れる方法と、自動車にて国道4号または東北自動車道（仙台南I.C.・仙台宮城I.C.）から訪れる方法があります。

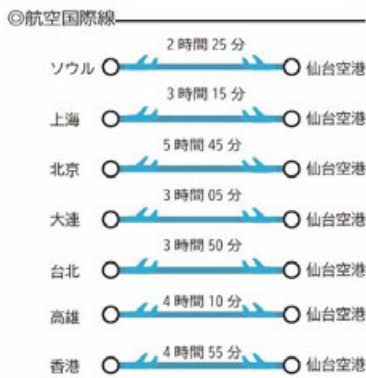
しかし、いずれの手段においても郡山地域周辺の駐車場や交差点に到達するまでの誘導サインや案内がないため、事前に地図等で調べなければ到達することは困難であると考えられます。さらに、郡山地域周辺まで到達できた場合も、史跡地の周囲は住宅に囲まれ、誘導サインが不十分であるため、史跡地へアクセスすることは困難です。また、史跡地へ到達するための道路は整備されていますが、一部歩道や路側帯がない箇所があります。

なお、仙台周辺の在住者における私事目的での交通手段は自動車が6割（休日は7割）を占めています（参考：「第5回仙台都市圏パーソントリップ調査報告書 現況修景・現況分析編」令和2年7月）。また宮城県を含む東北地方や北関東から仙台への来訪手段は自動車が6割以上を占めています（参考：「令和5年度仙台市観光実態調査業務結果報告書」）。その一方で、現状では史跡利用のための駐車スペースは存在しません。

その他の公共交通として、高齢者など地域住民の日常生活における移動手段の確保を目的として、遺跡周辺を運行ルートに含めた地域交通の試験運行を令和6年11月から開始しています。

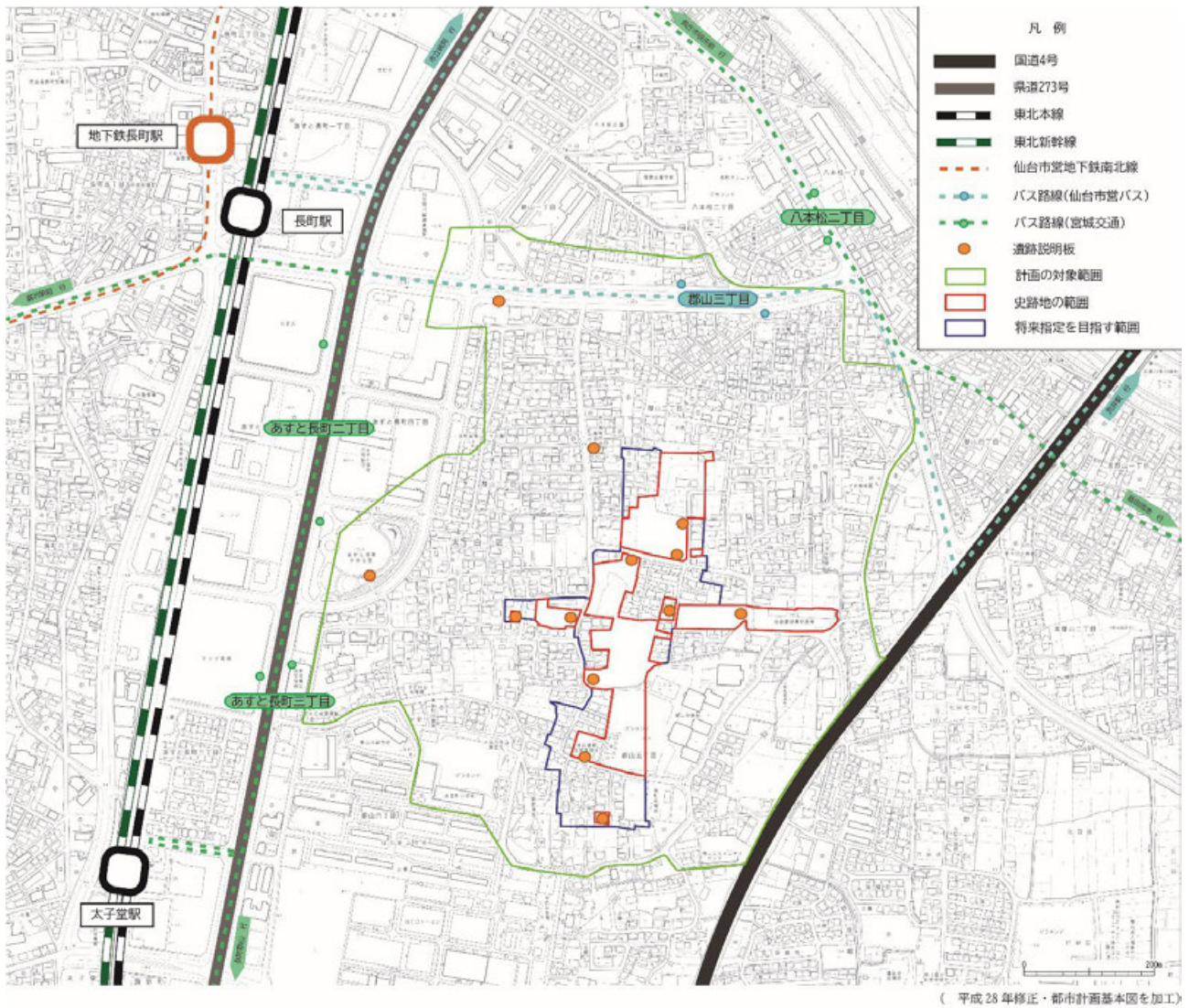


データ仙台 2022 より引用（一部加筆）



※新幹線の乗車時間はデータ仙台 2022 を参考に作成。
 ※飛行機の運行状況は（HP：仙台空港定期路線の運航状況 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kurin/unkojyokyo.html>）を参照。
 令和7年7月7日閲覧。

交通関係図



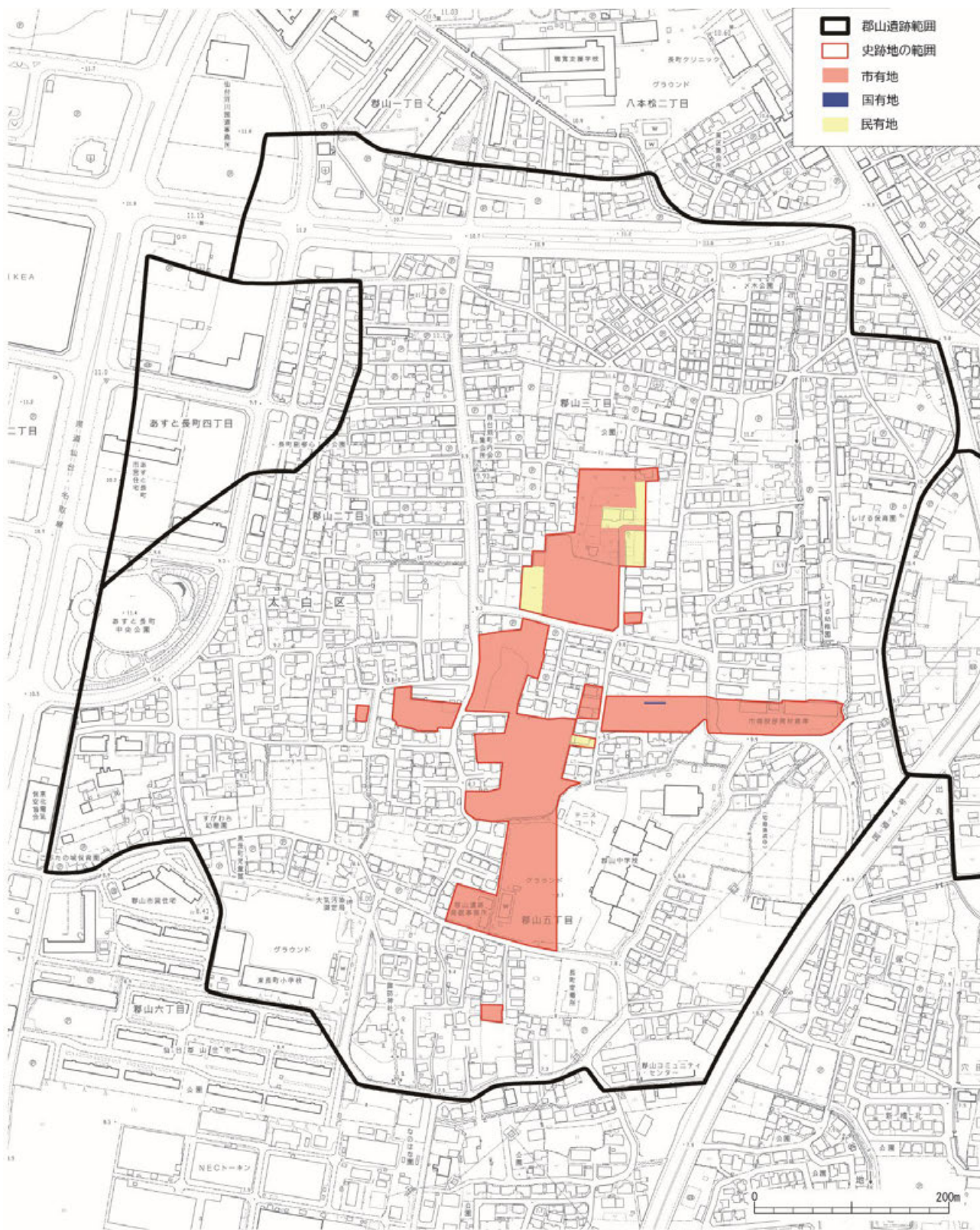
交通現況図

(4) 土地所有及び土地利用

土地所有は史跡地のうち 46.50 m²が国有地、42,256.76 m²が市有地、3,404.56 m²が民有地となっています。

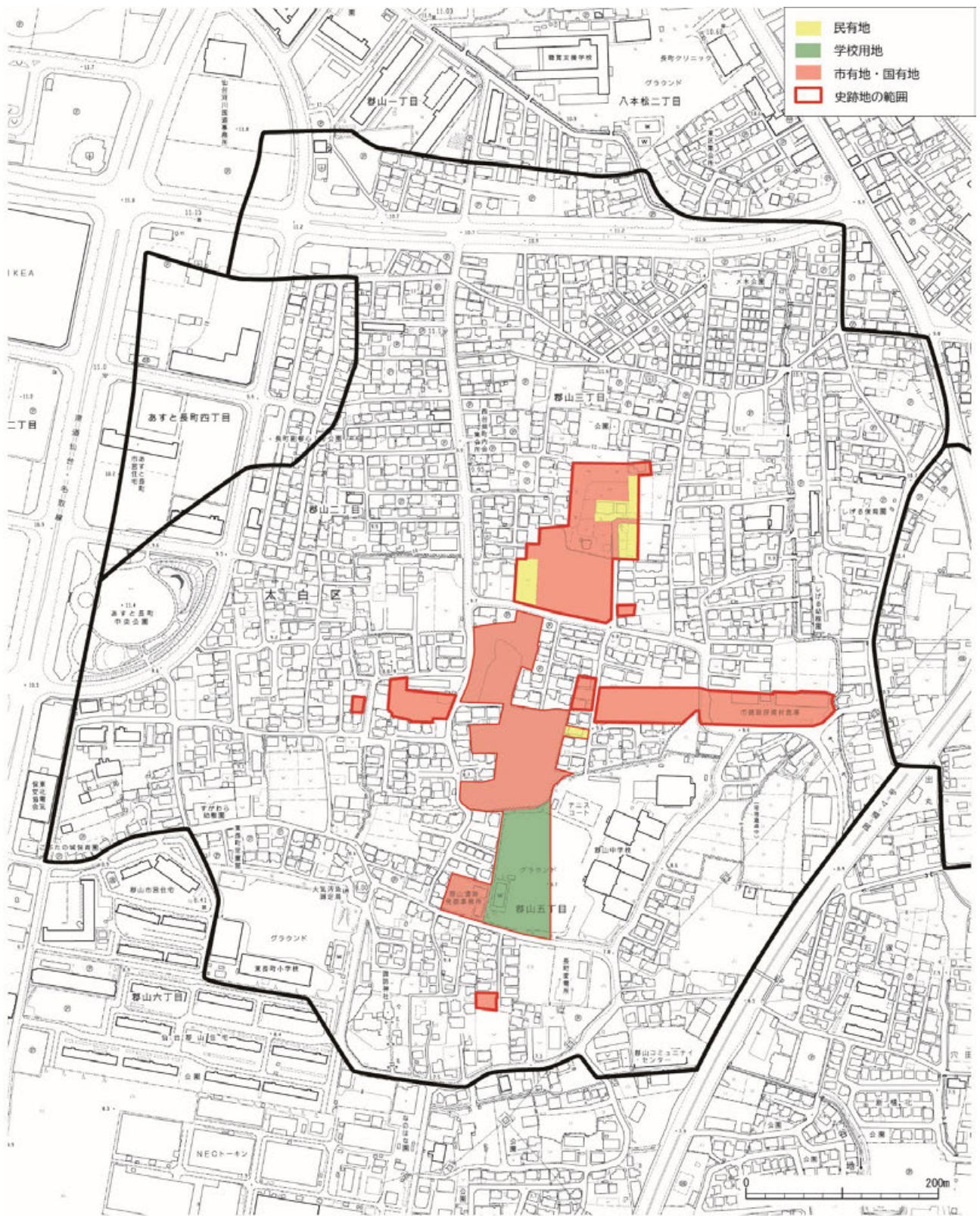
土地利用状況については、国有地は空閑地となっており、市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっています。民有地はこれまでの調査において政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっています。

郡山遺跡全体に目を向けるとごく一部に農地が点在しますが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきています。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、平成25（2013）年の遺跡西側隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、将来史跡指定を目指す範囲も含め地域全体の開発が進んでいます。



(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

土地所有区分



(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

史跡地及び周辺の土地利用 (令和 6 年 1 月時点)

学習のための見学などの利用がなされていました。

そのほか、郡山中学校の校舎内には校舎建築時の発掘調査で見つかった建物跡を表示するとともに、説明パネルで郡山遺跡について解説する「遺構復元表示（郡山中学校ピロティ）」があり、撤去後の展示室の役割の一部を果たしています。

(6)防災

地震災害については、史跡地の一部が周辺町内会の「いっとき避難場所」となっており、必要に応じて、指定避難所に避難する前の集合場所として使用されています。

一方、大雨災害については、計画対象範囲の大半が洪水浸水想定区域（南側の一部は早期に立退き避難が必要な区域）であり、史跡地周辺では大雨時に冠水する可能性が示されています。

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

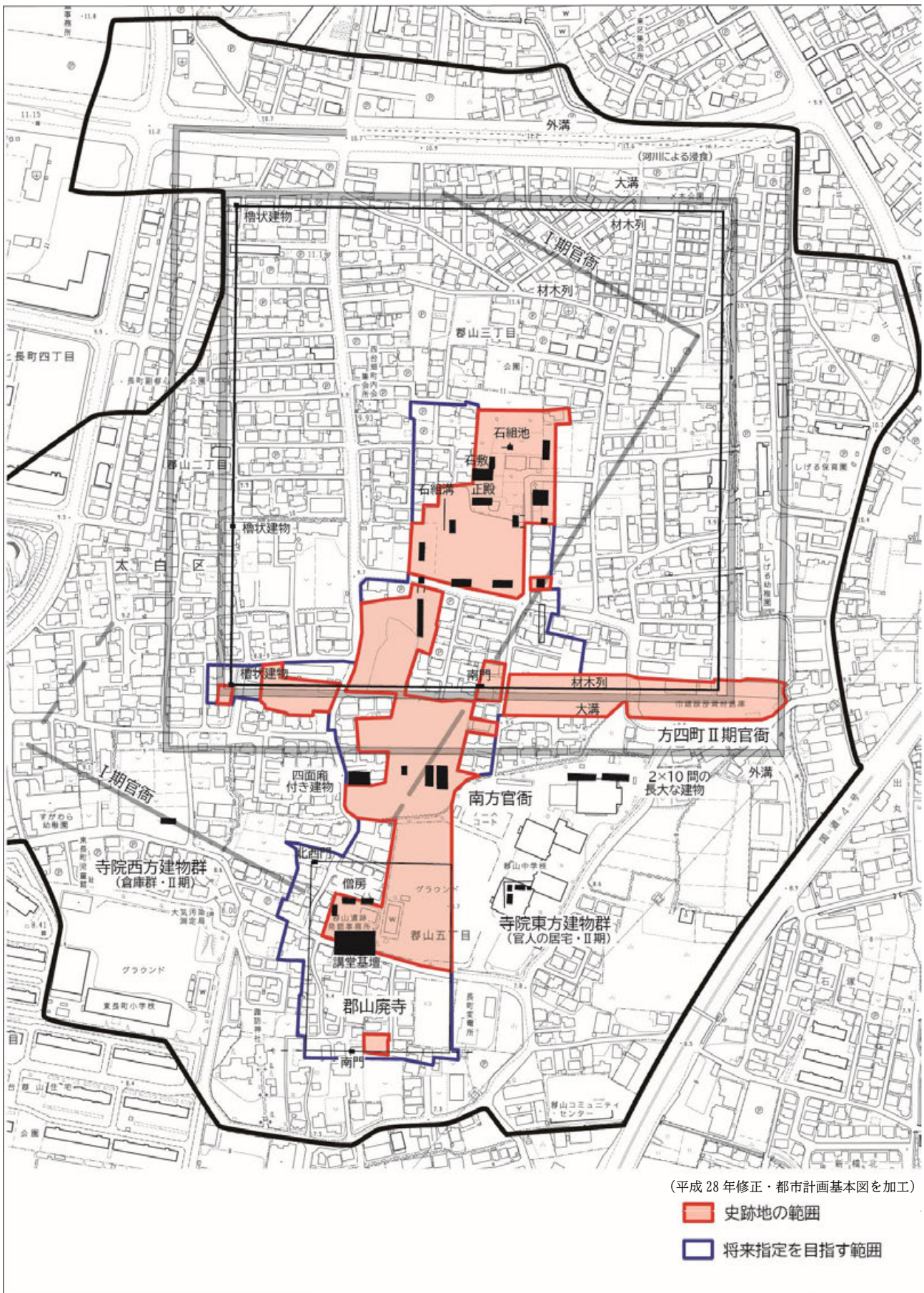
仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものです。

郡山遺跡は、昭和54(1979)年以来46年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明しました。本遺跡の範囲は、東西約800m、南北約900mで、その面積は約60万㎡にもおよびます。そのうちⅠ期官衙およびⅡ期官衙(寺院跡等を含む)の官衙域は、約35万㎡を占めます。その官衙域全体が重要な価値を持つものではありませんが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとしました。すなわち、7世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられるⅠ期官衙の中枢部であり、また7世紀末葉から8世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられるⅡ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約9万㎡を、将来国指定史跡を目指す範囲とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしました。

既指定地は、将来国指定史跡を目指す範囲のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものです。

(2) 指定概要

名称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種別	史跡
所在地	仙台市太白区郡山二丁目11番20他
指定年月日	平成18年7月28日(平成18年文部科学省告示第111号) 面積 43,208.72㎡
追加指定日	平成19年7月26日(平成19年文部科学省告示第109号) 面積 1,240.21㎡ 平成23年2月7日(告示番号:文部科学省告示第17号) 面積 240.05㎡ 平成29年10月13日(告示番号:文部科学省告示第143号) 面積 303.26㎡ 令和2年10月6日(告示番号:文部科学省告示第131号) 面積 211.81㎡ 令和4年11月10日(告示番号:文部科学省告示第144号) 面積 234.02㎡ 令和6年10月11日(告示番号:文部科学省告示第146号) 面積 269.75㎡
指定全面積	45,707.82㎡
指定理由	本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍



史跡地の範囲・将来指定を目指す範囲

事の拠点の様相を知るうえで貴重である。

根拠法令

文化財保護法第 109 条第 1 項

指 定 告 示 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定、追加指定に係る官報告示は以下のとおりである(横書き用に表記の一部を改め)。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡 群 郡山官衙遺 跡 郡山麿寺跡	宮城県仙台市太白区郡山二丁目	11 番 20
	同 郡山三丁目	121 番 3、122 番、123 番、123 番 1、123 番 2、124 番 1、124 番 2、124 番 3、124 番 4、127 番 1 のうち実測 760.78 m ² 、127 番 2、127 番 3、127 番 10 のうち実測 720.50 m ² 、127 番 11 のうち実測 107.75 m ² 、127 番 12、127 番 15、127 番 16、127 番 18、127 番 22、127 番 23、209 番 1、209 番 2、210 番、211 番
	同 郡山五丁目	1 番 4、1 番 12、3 番、6 番、7 番 1、8 番、9 番、10 番、14 番、25 番 13、31 番 1、38 番 2 のうち実測 1.63 m ² 、38 番 3、39 番 1、39 番 2、40 番 2、41 番、42 番 12、44 番、45 番、47 番、50 番 2、51 番、52 番 2 のうち実測 7.03 m ² 、57 番のうち実測 5484.82 m ² 、59 番 2、61 番 1、62 番、63 番 1、150 番 12 212 番 1、212 番 5、216 番、217 番、218 番、219 番
同 郡山六丁目	右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙台市太白区郡山五丁目 44 番に北接する道路敷、同郡山五丁目 4 番と同 5 番に北接する水路敷、同郡山六丁目 216 番と同 221 番 7 に挟まれ同 219 番と同 221 番 24 に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域

仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡 山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第 百十一号	宮城県仙台市太白区郡山 三丁目 同 郡山五丁目	128 番 31 2 番、4 番、5 番 11 番、12 番、13 番、19 番 1
-------------------------------	-----------------------	-----------------------------------	---

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡 山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山 三丁目	127 番 13

○文部科学省告示第四百十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡 山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第四百十三号	宮城県仙台市太白区郡山 五丁目	30 番 1

○文部科学省告示第三百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日

文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麁寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	31 番 6

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日

文部科学大臣 都倉 俊一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麁寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	126 番 2 のうち実測 209.27 m ² 、126 番 5 のうち実測 30.78 m ² 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十月十一日

文部科学大臣 都倉 俊一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麁寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号、令和二年文部科学省告示第百三十一号及び令和四年文部科学省告示第百四十四号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	42 番 3、43 番 7

指 定 説 明 仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 に 係 る 指 定 説 明 ・ 追 加 指 定 説 明 は 以 下 の 通 り で あ る (横 書 き 用 に 表 記 の 一 部 を 改 め) 。

<p>平成 18 年 7 月 28 日 指 定 説 明</p>
<p>仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 群 は、宮 城 県 中 部 に 所 在 す る 東 北 地 方 最 古 の 官 衙 遺 跡 と そ れ に 伴 う 寺 院 跡 か ら な る。名 取 川 と そ の 支 流 広 瀬 川 に 挟 ま れ た 標 高 約 10m の 自 然 堤 防 上 に 立 地 し、東 北 地 方 の 政 治 ・ 軍 事 の 拠 点、多 賀 城 跡 か ら は 南 西 約 13 km の 地 で あ る。古 く か ら 瓦 類 の 出 土 に よ り 寺 院 と 推 定 さ れ て い た が、昭 和 54 年 に 民 間 開 発 に 伴 う 発 掘 調 査 で 多 量 の 土 器 や 掘 立 柱 建 物 な ど が 発 見 さ れ た こ と か ら、翌 年 以 降、仙 台 市 教 育 委 員 会 に よ り 発 掘 調 査 が 継 続 さ れ て き た。</p> <p>発 掘 調 査 の 結 果、遺 跡 は 多 賀 城 創 建 以 前 の 七 世 紀 中 葉 に 成 立 し た 後、七 世 紀 末 ころ に 全 面 的 に 改 修 さ れ、八 世 紀 前 半 ま で 営 ま れ た こ と が 判 明 し た。改 修 の 前 後 で は 施 設 の 方 位 や 構 造 が 大 き く 異 な っ て お り、I 期 官 衙 と II 期 官 衙 と 通 称 さ れ て い る。</p> <p>I 期 官 衙 は 東 西 約 300m、南 北 約 600m の 規 模 を も つ。建 物 等 の 施 設 の 方 位 は 約 30～40 度 東 偏 し て お り、こ れ ら 全 体 の 周 囲 は 材 木 列 (丸 太 材 を 立 て 並 べ た 塀) と 溝 で 区 画 さ れ て い る。こ の 中 に 材 木 列 な ど に 区 画 さ れ た い く つ か の 施 設 が 存 在 す る。中 枢 部 は 東 西 90m、南 北 120m の 規 模 を も ち、区 画 に 沿 っ て 建 物 が 配 置 さ れ、中 央 は 広 場 と な り、東 辺 に 門 を 開 く。こ の 周 囲 に 総 柱 建 物 の 倉 庫 群 や 掘 立 柱 建 物 と 竪 穴 住 居 が 併 存 す る 雑 舎 群、鍛 冶 工 房 と 推 定 さ れ る 竪 穴 住 居 な ど が あ る。</p> <p>II 期 官 衙 は I 期 官 衙 の 諸 施 設 を 全 面 的 に 撤 去 し て 同 じ 場 所 に 造 営 さ れ た。方 位 を 北 に 合 わ せ て 材 木 列 と 大 溝 で 区 画 さ れ た 方 四 町 の 規 模 を も ち、そ の 外 側 に 空 閑 地 を 挟 ん で 外 溝 を 巡 ら せ て い る。こ の 南 側 に 郡 山 廃 寺 跡 が 計 画 的 に 配 置 さ れ る。区 画 南 辺 に 門、南 西 隅 と 西 辺 上 に は 櫓 状 建 物 が 確 認 さ れ る。官 衙 の ほ ぼ 中 央 に 正 殿 と 推 定 さ れ る 桁 行 八 間、梁 行 五 間、面 積 約 190 m² の 大 型 の 四 面 廂 付 建 物 が あ り、そ の 北 に 石 敷 き、方 形 石 組 池、石 組 溝 な ど の 特 徴 的 な 遺 構 か ら な る 空 間 が あ る。こ の ほ か、正 殿 の 東 西 に 南 北 棟 建 物 と 総 柱 建 物 が 一 列 に 配 置 さ れ る。</p> <p>郡 山 廃 寺 跡 は 東 西 120m 前 後、南 北 167m の 規 模 で 材 木 列 で 区 画 さ れ た 中 に 講 堂、金 堂、塔、僧 房 な ど の 存 在 が 推 定 さ れ る。軒 瓦 は 多 賀 城 と 同 系 統 で あ る。官 衙 の 南 方 や 郡 山 廃 寺 跡 の 東 西 に も 大 型 建 物 が 確 認 さ れ て お り、関 連 し た 施 設 が 広 く 展 開 し て い た こ と が わ か る。</p> <p>仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 群 は 七 世 紀 半 ば 大 化 改 新 の ころ に 成 立 し、奈 良 時 代 前 半 に 造 営 さ れ た 多 賀 城 の 成 立 期 前 後 ま で 営 ま れ て い た。東 北 地 方 北 半 は 奈 良 時 代 半 ば ころ ま で 中 央 政 府 の 支 配 が 及 ば な い 地 域 で あ り、多 賀 城 は 陸 奥 国 府 で 奈 良 時 代 の 鎮 守 府 で あ っ た。『日 本 書 紀』に よ れ ば、大 化 三 年 (647) に 日 本 海 側 の 越 国 に 淳 足 柵^{ぬ たり の き} が、翌 年 に 磐 舟 柵^{いわふねのき} が 造 営 さ れ た。こ れ と ほ ぼ 同 時 に 成 立 し た 本 官 衙 遺 跡 は、規 模、構 造、経 営 年 代 か ら み て 太 平 洋 側 の 陸 奥 に お け る 城 柵、官 衙 遺 跡 で、陸 奥 地 域 の 統 治 を 行 う 施 設 と 考 え ら れ る。こ の よ う に 本 遺 跡 群 は 古 代 国 家 成 立 期 に お け る 東 北 地 方 の 政 治 ・ 軍 事 の 拠 点 施 設 と 国 家 北 辺 に お け る 地 域 支 配 の 展 開 過 程 の 具 体 的 様 相 を 知 る う え で 欠 く こ と の で き な い 貴 重 な も の で あ る。よ っ て 史 跡 に 指 定 し、保 護 を 図 ろ う と す る も の で あ る。</p> <p>(『月刊文化財平成 18 年(2006)8 月 515 号』より引用)</p>
<p>平成 19 年 7 月 26 日 追 加 指 定 説 明</p>
<p>仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 群 は、宮 城 県 中 部 に 所 在 す る 東 北 地 方 最 古 の 官 衙 遺 跡 と そ れ に 伴 う 寺 院 跡 か ら な る。多 賀 城 創 建 以 前 の 七 世 紀 中 葉 に 成 立 し た の ち 七 世 紀 末 ころ に 全 面 的 に 改 修 さ れ、八 世 紀 前 半 ま で 営 ま れ た。改 修 の 前 後 で は 施 設 の 方 位 や 構 造 が 大 き く 異 な っ て い る。当 初 は 東 西 約 300m、南 北 約 600m の 規 模 で 約 30～40 度 東 偏 し、官 衙 全 体 の 周 囲 を 材 木 列 と 溝 で 区 画 す る。こ の 中 に 材 木 列 な ど に 区 画 さ れ た 施 設 を 配 す る。改 修 後 は 同 じ 場 所 に 方 位 を 北 に 合 わ せ て 材 木 列 と 大 溝 で 区 画 さ れ た 方 四 町 の 規 模 を も つ。こ の 南 側 に 講 堂、金 堂 な ど が 推 定 さ れ る 郡 山 廃 寺 跡 が 配 置 さ れ る。官 衙 の ほ ぼ 中 央 に 正 殿 と 推 定 さ れ る 大 型 の 四 面 廂 付 建 物 が あ り、そ の 北 に 石 敷 き、方 形 石 組 池 な ど の 特 徴 的 な 遺 構 か ら な る 空 間 が あ る。</p> <p>仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 群 は、規 模、構 造、経 営 年 代 か ら み て 太 平 洋 側 の 陸 奥 地 域 の 統 治 を 行 う 初 期 の 城 柵、官 衙 施 設 と 考 え ら れ、古 代 国 家 成 立 期 に お け る 東 北 地 方 支 配 の 展 開 過 程 を 知 る う え で 欠 く こ と の で き な い 貴 重 な も の で あ る。こ の た び、条 件 の 整 っ た 部 分 を 史 跡 に 追 加 し 保 護 の 万 全 を 図 ろ う と す る も の で あ る。</p>
<p>平成 23 年 2 月 7 日 追 加 指 定 説 明</p>
<p>仙 台 郡 山 官 衙 遺 跡 群 は、宮 城 県 中 部 に 所 在 す る 東 北 地 方 最 古 の 官 衙 遺 跡 と そ れ に 伴 う 寺 院 跡 か ら な る。多 賀 城 創 建 以 前 の 七 世 紀 中 葉 に 成 立 し た 後 七 世 紀 末 ころ に 全 面 的 に 改 修 さ れ、八 世 紀 前 半 ま で 営 ま れ た。改 修 の 前 後 で は 施 設 の 方 位 や 構 造 が 大 き く 異 な っ</p>

ている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30 から 40 度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麿寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成 23 年(2011)2 月 569 号』より引用)

平成 29 年 10 月 13 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城 創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30～40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麿寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成 29 年(2017)9 月 648 号』より引用)

令和 2 年 10 月 6 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城 創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30～40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麿寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和 2 年(2020)9 月 683 号』より引用)

令和 4 年 11 月 10 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城 創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約 30～40 度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷及び方形の石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麿寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることか

ら、平成十八年（2006）に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年（2020）に追加指定が行われた。今回、条件の整った、Ⅱ期官衙 外郭 南門付近の範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財令和4年(2022)9月 708号』より引用）

令和6年10月11日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城 創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約30～40度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に 廂の付く大型の掘立柱 建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷及び方形の石組池等の特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂等が推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて 陸奥 地域の太平洋側の統治を行う初期の 城 柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年（2006）に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年（2020）、四年にも追加指定が行われた。

今回、条件の整った、Ⅱ期官衙の 外郭 南門の南にあたる範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財令和6年(2024)10月 733号』より引用）

(3) 管理団体

史跡名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
指定年月日 平成19年1月17日（文化庁告示第2号）
管理団体名 宮城県仙台市
根拠法令 文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項
指定告示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地 方 公 共 団 体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	仙台市（宮城県）

2 史跡の本質的価値

令和6年3月に策定した『保存活用計画』では下記の通り、郡山遺跡におけるこれまでの調査成果等を総括し、本質的価値、構成要素についてまとめています。

(1) これまでの発掘調査成果

【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和20年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられて

きましたが、昭和 54 年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままでした。

調査の初年度となる昭和 54 年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査で、この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦や円面硯などが出土しました。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想され、この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和 55 年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなりました。昭和 55 年から平成 16 年までに 5 次にわたる調査を実施し、平成 17 年以降は補足調査を行っています。

【第 1 次 5 ヶ年計画（昭和 55～59 年度）第 1～49 次調査】

遺構群には、真北から 30～33° 東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。Ⅰ期官衙期の遺構からは畿内産土師器や「名取」と刻書のある土師器が出土しています。Ⅱ期官衙は外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、概ね方四町（約 428m）であることが判明しました。さらに遺跡の南部では基壇建物跡を発見し、瓦や鴟尾が出土したこと、木簡が 3 点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木が含まれていたことから寺院（郡山廃寺）の存在が明らかとなった。なお、遺跡北部ではⅠ期官衙以前の竪穴住居跡から関東地方の特徴を示す土師器が出土しています。

【第 2 次 5 ヶ年計画（昭和 60～平成元年度）第 50～85 次調査】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡を発見しました。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられました。

また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門も確認しました。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認しました。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡を方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで検出しています。

なお、第 2 次～第 3 次 5 ヶ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第 65 次調査）を実施し、この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群を確認し、「寺院東方建物群」・「南方官衙」と呼称しています。南方官衙西地区ではその後、正殿より規模の大きな四面廂付建物跡も確認しました。

【第 3 次 5 ヶ年計画（平成 2～6 年度）第 86～106 次調査】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認しました。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も発見され、これらは「寺院西方建物群」と呼称しています。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなりました（長町駅東遺跡）。

【第 4 次 5 ヶ年計画（平成 7～11 年度）第 107～131 次調査】

方四町Ⅱ期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなりました。また、そのⅡ期官衙の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認しました。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門（南門）を確認しています。

【第 5 次 5 ヶ年計画（平成 12～16 年度）第 132～165 次調査】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺 の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認されました。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡（外溝）が巡っていることが明らかとなりました。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の

特に北西部では外溝の北西隅を確認しています。なお、平成 20 年度に郡山遺跡の南西 1.5 km に所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成 21 年度・22 年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施しました。

また、平成 23 年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査を行い、政庁域の建物配置についての確認を進めています。

【発掘調査成果のまとめ】

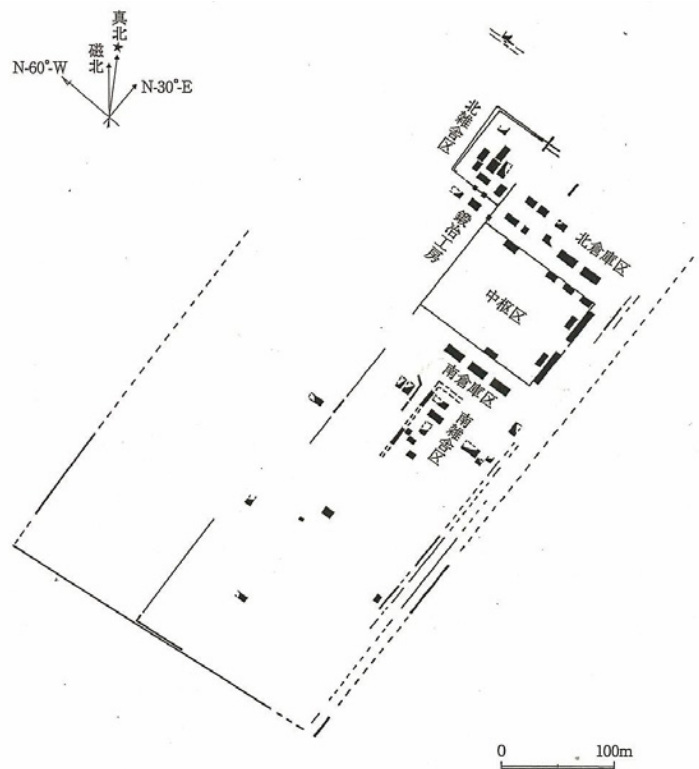
郡山遺跡は『日本書紀』などの文献史料には直接的な記載のない遺跡です。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいています。

〈Ⅰ期官衙〉

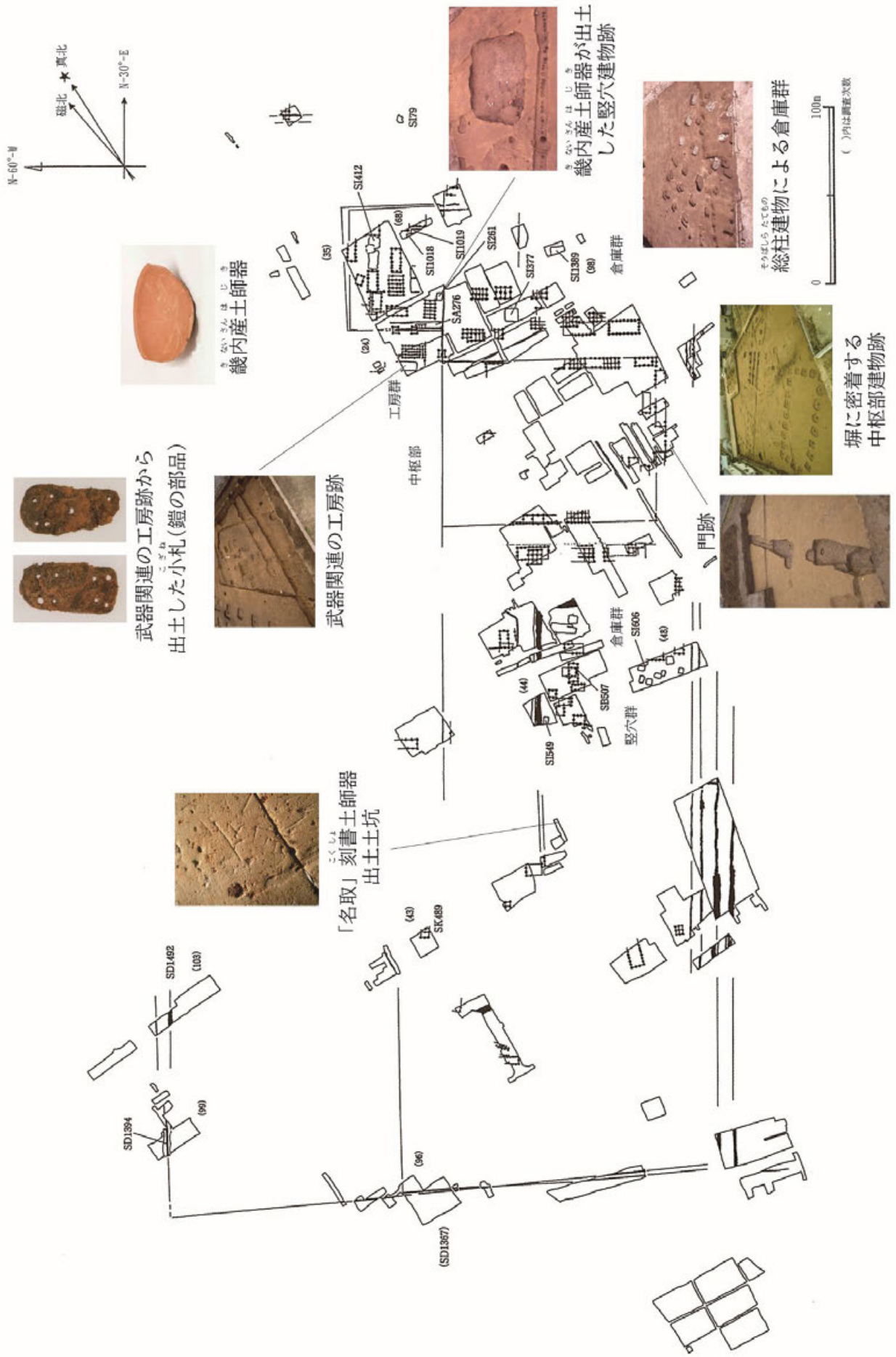
Ⅰ期官衙は、材木列によって区画されています。方向は真北から東に 30~33° 程振れており、規模は北東~南西が約 600m 以上、北西~南東が約 300m、面積は約 18 万㎡以上で、官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺です。なお、外側の材木列は 2~4 時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺えます。

官衙の中枢部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東~南西が約 92m、北西~南東方向が約 120m です。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空地となっています。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されています。なお、中枢部の建物は 2 時期の変遷が認められます。中枢部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられます。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集合などが考えられます。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であり、年代は 7 世紀中ごろから末葉にかけてと推定されます。立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえます。従って、この官衙は律令国家によって太平洋沿岸に設置された初期の城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた淳足柵や磐舟柵と対応する城柵と位置付けられます。



I 期官衙の遺構模式図



I 期官衙遺構全体図

〈Ⅱ期官衙〉

Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられています。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成されます。

方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されています。材木列は直径約30cmのクリ材を立て並べたもので、東西約425～431m、南北約424mのほぼ正方形で、材木列から約7m外側に幅約3～5mの大溝、大溝の約45m外側に幅約3mの外溝を巡らせています。

大溝と外溝との間は空閑地となっています。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には櫓状の建物が、外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部（政庁）があります。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「口」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されています。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られます。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがあり、石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されています。

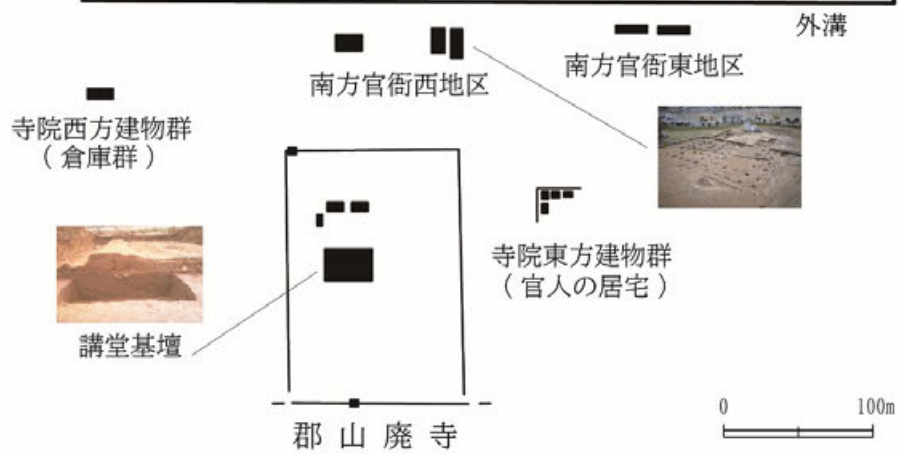
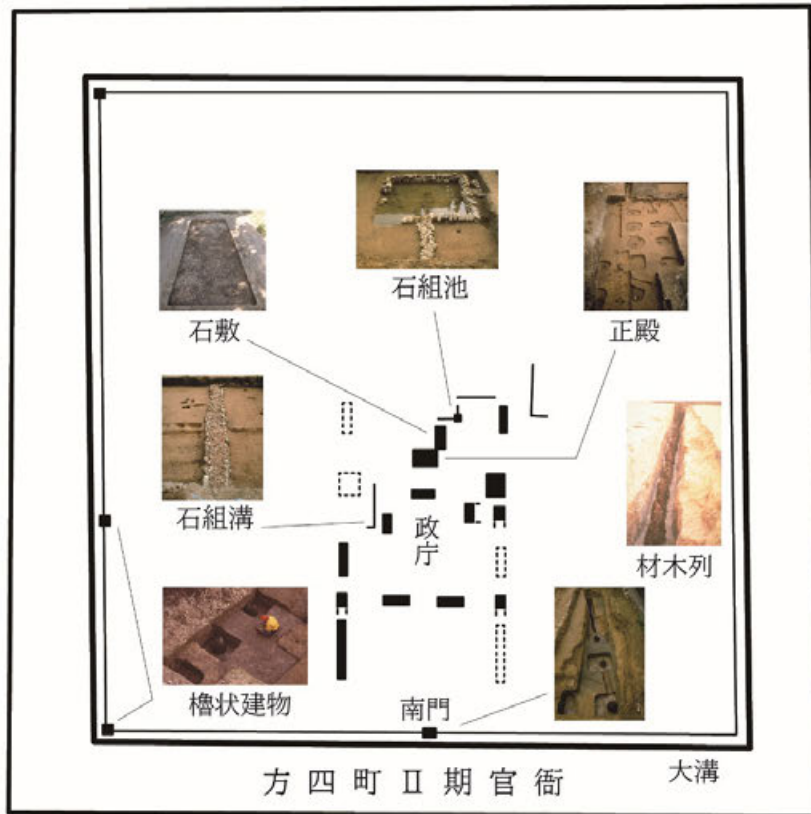
この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されています。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木堀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されています。

Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、当時最新の宮都であった藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられます。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い多賀城創建以前の陸奥国の国府であったと見られます（※）。造営の年代は7世紀末葉と考えられますが、終末の時期は多賀城創建頃と推定されます。南方官衙は8世紀後半頃までは機能していたと考えられます。

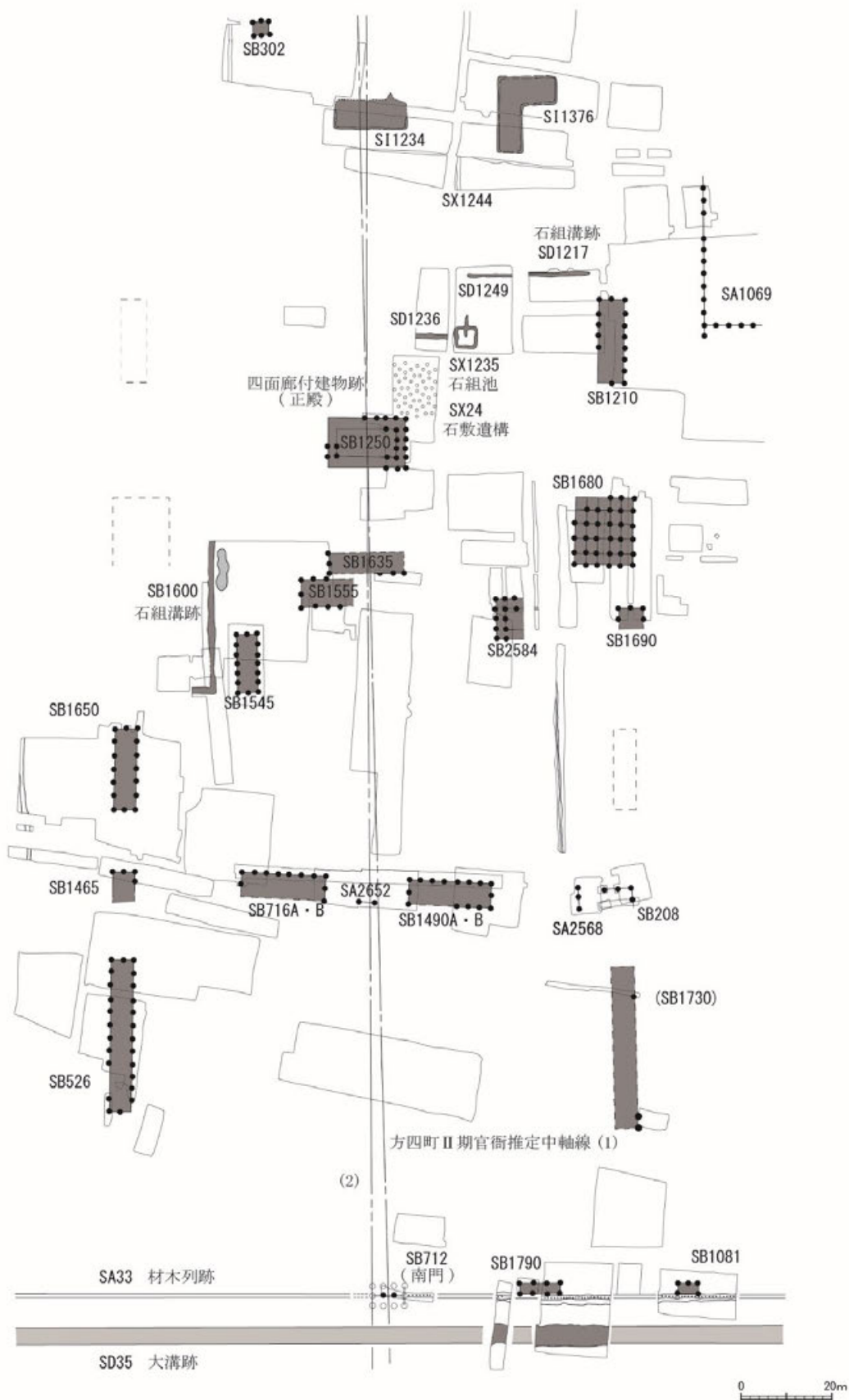
（※）国府の出現としては全国的にも最古段階に位置付けられます。

〈郡山廃寺〉

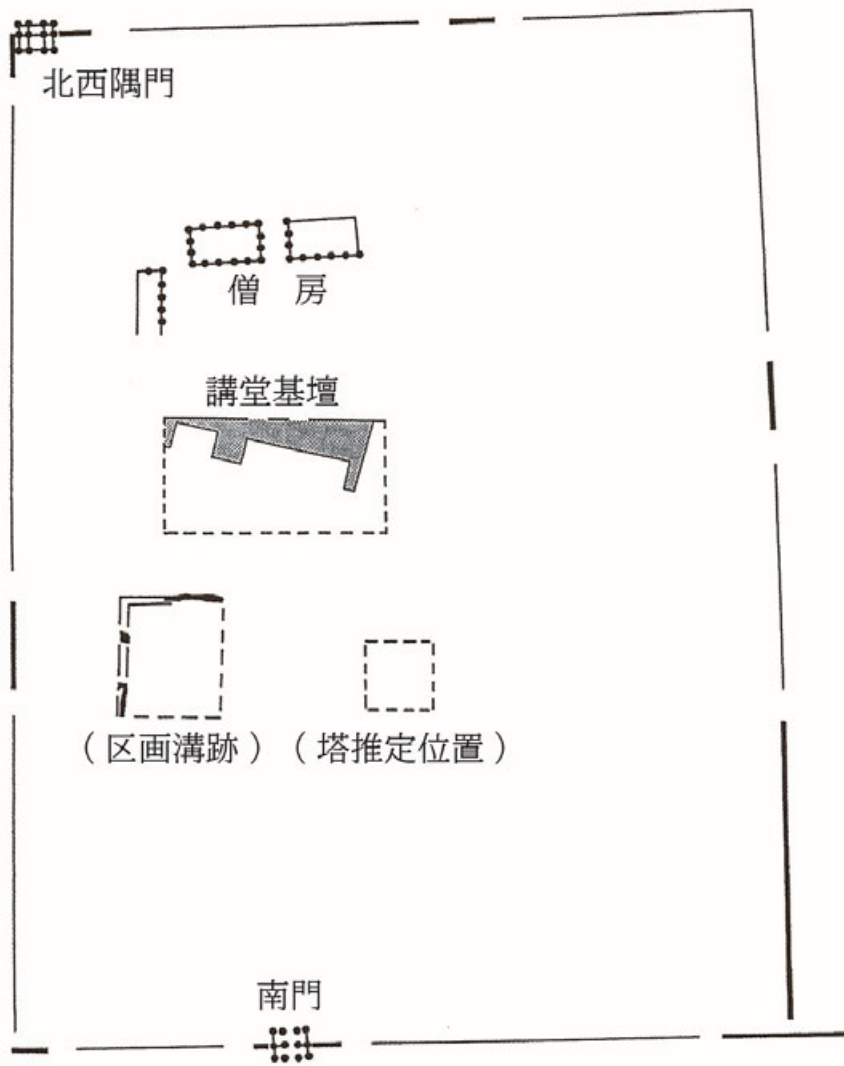
南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られています。材木堀によって区画され、その規模は東西120～125m、南北167mになります。材木堀の南辺には八脚門が設けられています。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されています。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性もあります。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡が存在していたと考えられます。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院といえます。造営の時期はⅡ期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、終末は南方官衙と同じく8世紀後半頃と考えられます。



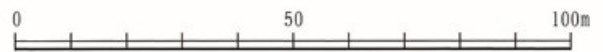
II期官衙・郡山廃寺の遺構模式図



方四町Ⅱ期官衙中枢部遺構全体図



郡山廃寺



郡山廃寺遺構全体図

(2) 文献史料等の調査成果

『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1)－』掲載の、今泉隆雄氏による「付章 古代国家と郡山遺跡」に基づいて、文献史料等の調査成果をまとめます（ は関連する史料・考古資料等）。

① 東北地方における仙台郡山官衙遺跡群の位置付け

大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始めます。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及しました。評の設置は、国に先行して大化 5（649）年から全国的に開始され、評制の施行を受けて孝徳朝（645～654 年）のうちに、その上に陸奥国が設置されました。郡山遺跡 I 期官衙の土坑から底面に「名取」と刻字した土師器が出土していますが、「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名、氏の名があり、刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名とみられます。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられます。

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われませんが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められています。越では大化 3（647）年に淳足柵を造り柵戸を移配し、同 4 年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配しました。『日本書紀』には記載はありませんが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区に地方官衙（郡山遺跡 I 期官衙）の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきました。

I 期官衙は 7 世紀半ばに城柵として設置されました。この城柵は蝦夷の地であるⅡ区を主たる対象としⅢ区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられました。

関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7 世紀後半にはⅡ区を主としⅢ区にも坂東から移民が送り込まれました。

Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2' 区と考えると、郡山遺跡の位置は少し北に偏していますが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿岸部へは海道によって連絡し、奥羽山脈を越えた 2' 区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笹谷峠を越えて最上評（山形盆地）へ至る道が通じていたと思われます。霊亀 2（716）年 9 月に最上・置賜 2 郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の 2' 区を管轄しなければならぬ困難さをもっていましたが、笹谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であったといえます。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たしました。養老 4（720）年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃を受け、これに対して新支配体制構築が進められました。それに適合する新国府多賀城が創建されたことで、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えました。

◆ 郡山遺跡との関連が考えられる文献史料

『続日本紀』^{しよくにほんぎ} 霊亀元（715）年 10 月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」^{こくふかくか} に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できます。

また、『続日本紀』^{しよくにほんぎ} 養老 4（720）年 9 月丁丑条に、按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害されたとあり、郡山Ⅱ期官衙の時期の出来事と考えられます。

こうした記述が直接的に郡山遺跡を指すとは断定できませんが、関連が考えられる史料として留意の上、調査を進めていく必要があります。



7世紀半ば～716年
(Ⅰ期官衙～Ⅱ期官衙の頃)の陸奥国範囲



716年～(Ⅱ期官衙末～多賀城の頃)の陸奥国範囲

※718年5月に陸奥国から石城(いわき)・石背(いわせの)国の2国が分国されたが、短期間のうちに陸奥国へ再併合された。

(※および地図への着色は本計画引用に際して追加した)

◆ 出土土器からみる他地域との関わり

◇ 郡山遺跡における「他地域の特徴を示す土器」の出土

郡山遺跡や隣接する長町駅東遺跡・西台畑遺跡では、「関東地方の特徴を示す土師器」が出土していますが、その傾向として、関東地方の東側(現在の茨城県や千葉県)の特徴を示すものの出土から、西側(現在の群馬県南部や埼玉県)の特徴を示すものの出土への変化が認められます。これは、河川の合流点方向を正面とするⅠ期官衙から、真北方向を基準とするⅡ期官衙への変化と合わせて考えると、Ⅰ期官衙の時期における、関東地方の東側から福島県沿岸部を中継した海路でのルートから、Ⅱ期官衙の時期とみられる東山道建設による陸路でのルートへの変化を反映している可能性が考えられます。郡山遺跡は古代国家成立に関わる海路から陸路への物流ルートの変化を知る上でも、大きな意義を有していると考えられます。

また、郡山遺跡(第19次調査)や、隣接する西台畑遺跡(第1次調査)では、少量ながら「北東北の特徴を示す土師器」が出土しており、東北地方における広範囲な人・モノの移動についても窺えます。

◇ 相ノ原遺跡における「名取」墨書土器の出土

名取川中流域の仙台市太白区坪沼に位置する相ノ原遺跡は、縄文時代の土坑や平安時代の竪穴住居跡などが見つかっている遺跡ですが、そのうち平安時代の竪穴住居跡1軒から「名取」と墨書された9世紀中頃とみられる土師器坏が見つかり、この地が名取郡に属していた可能性が考えられます。郡山遺跡の年代とは隔たりがありますが、相ノ原遺跡が所在する太白区坪沼周辺は、名取川下流域の郡山遺跡から笹谷峠へと至る山あいに位置しており、郡山官衙が機能していたころの山形方面への移動ルート・支配領域を考える上でも、参考になる事例と考えられます。

②律令国家と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

【石神遺跡の機能と仙台郡山官衙遺跡群】

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、A～D期の遺構が重複しています。方形石組池があるのはA期とB期ですが、そのうちA-3期が最も整備され、須弥山石と呼ばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』斉明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられています。ここでは朝貢してきた蝦夷などの服属儀礼が行われたと考えられます。

Ⅱ期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差がありますが、裏込めの工法や石組にしていることなど、浄水を貯めるための構造という点で共通しており、両者は同じ用途に用いられたものと推察されます。その際、Ⅱ期官衙政庁と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であったと考えられます(※)。蝦夷は遅くとも7世紀半ばから毎年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行ったと考えられますが、都での蝦夷・隼人などの服属儀礼は、7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変えたとみられます。7世紀には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的な性格だったものが、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものに変化したとみられます。並行して、7世紀に蝦夷等の服属儀礼が行われた場所は、斉明朝においては須弥山の園池であったものが、天武・持統朝においては飛鳥寺西の斎楓の広場に変化したと考えられます。その際、斉明朝の須弥山の園池における服属儀礼が神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられます。また、斎楓は神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大槻の下が、天武朝には儀礼場として整備されたと考えられます。

蝦夷等の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元(701)年元日の朝賀からと考えられます。そのため、持統8(694)年12月藤原宮への遷宮以降も文武4(700)年までは、飛鳥の斎楓の広場で服属儀礼が行われていたと考えられます。

(※) 現在までに、飛鳥地方以外において方形石組池が発見された例は郡山遺跡に限られており、国家北辺における地域支配の特徴や展開過程が窺えます。



石神遺跡の位置

(地理院タイルに遺跡位置を追記)

◆ 石神遺跡における「東北地方の土器」の出土

石神遺跡では、郡山遺跡出土の土器と形状や調整方法が類似した土器が出土しており、その大半が飛鳥浄御原宮期(672～694年)から藤原宮期(694～710年)の飛鳥地方の土器とともに出土しています(土橋2020)。そのような東北地方の特徴を持つ土器は、『日本書紀』持統2(688)年12月12日条「飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う」などの記述にみられる、天武・持統朝において行われた服属儀礼や饗応の際に、東北地方から参加した蝦夷が持ち込んだものと考えられます。

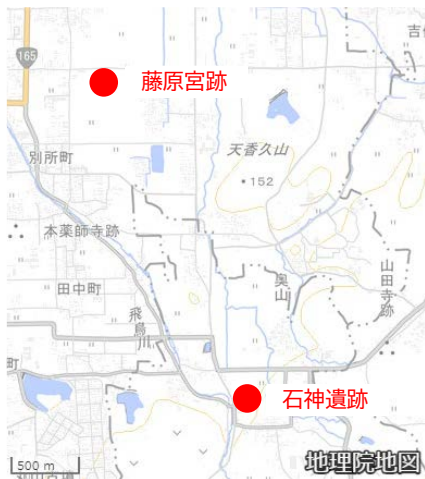
直接的な往来があったかは不確定ですが、仙台郡山官衙遺跡群は東北地方の拠点として、古代における広域な地域間交流に関わっていたことが考えられます。

【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】

藤原京は持統8(694)年12月～和銅3(710)年3月の16年間の宮都であり、まだ京域は確定していないが、はじめて条坊制がしかれ、宮城が設けられた最初の律令制宮都と位置づけられています。Ⅱ期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できます。すなわち、Ⅱ期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点です。宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城とその中央部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられます。

藤原宮では大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に埴地と外周帯という二重の空間帯をめぐらしています。このような大垣外の構造は藤原宮に特有なもので、Ⅱ期官衙では、外郭の材木列塀の外に埴地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝を巡らし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に堀と空間帯をめぐらす構造になっています。

Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられ、宮城である藤原宮をモデルとして国家の北辺に位置するⅡ期官衙が設計されたとみられます。Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことです。



藤原宮の位置 (地理院タイルに遺跡位置を追記)



外周帯

藤原宮模型写真(榎原市提供)

◆ 藤原宮をモデルとした地方官衙

福岡県行橋市に所在する福原長者原官衙遺跡(ふくばるちやうじやばるかんがいせき) (平成29年国史跡に指定)は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態的特徴から、豊前国あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されています。

福原長者原官衙遺跡のⅡ期政庁においても、空閑地が設けられていることから、藤原宮にならった設計だと考えられており、仙台郡山官衙遺跡群との関係から、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想が指摘されています(行橋市教育委員会2019)。



関連遺跡位置図 (地理院タイルに遺跡位置を追記)

③古代における国際情勢と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

『日本書紀』には斉明4(658)年から斉明6(660)年にかけて、阿倍比羅夫が船団を率いて日本海沿岸に沿って北征したことに関する詳細な記事が載せられています。その斉明5(659)年の第2回遠征後に道奥国司が越国司とともに褒章・叙位されていることや、『常陸国風土記』香島郡条にみえる、天智朝に覓国のために船が建造されていることなどからみて、陸奥国でもこの比羅夫の北征と同じ頃に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた可能性があります。斉明朝の北方遠征については、北海道の渡島蝦夷やその北方の肅慎等北方諸集団との関係を築くと共に、国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的関係を明らかにする地理的探索・探検の意味もあったと考えられます。7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、推古26(618)年に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百済・新羅の3国が鼎立して対立・抗争していました。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組んでいます。大化の改新の原因の1つはこの外圧とみられ、対外関係は改新政府の大きな課題であったと考えられます。I期官衙はこのような国際関係の中で、北方世界との関係を構築するための拠点として、役割を担わされていました。

◆ 仙台郡山官衙遺跡群と東アジアのかかわり

◇ 朝鮮半島とのかかわり

郡山遺跡では、新羅の硯を模したとみられる円面硯の破片が見つかっています(第35次調査)。また、石神遺跡や郡山遺跡の石組池と平面形が類似した石組の方池が韓国でも見つかっていますが、韓国の方池は底面に敷石がなく、蓮を植えて鑑賞した池と位置づけられており、日本の石組の方池とは用途が異なるため、系譜関係には検討が必要とされます(高瀬2001)。

◇ 古代東アジアの都城研究と郡山遺跡

郡山II期官衙のモデルとなった藤原宮は日本最初の中国風の都城として造営された宮城であり、中国・朝鮮半島・日本といった古代東アジアにおける都城研究に重要な役割を果たしています。藤原宮との関係において、仙台郡山官衙遺跡群も古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡と言えます。

◇ 仏教文化の伝播と郡山遺跡

『日本書紀』持統3(689)年正月3日条には、陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許すあり、同7月1日条には、陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与えたという記述がみられるなど、当時の陸奥国内における仏教の広がり的一端が伺えますが、その過程で郡山廃寺は重要な役割を果たしたと想定されます。また、郡山廃寺は、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、伽藍配置において、多賀城廃寺(陸奥国府多賀城の付属官寺)や筑紫観世音寺(大宰府の付属官寺)との共通性が指摘されています。日本国内における仏教文化の伝播を考える上で重要な役割を果たすだけでなく、東アジア地域における仏教文化の広がりという観点や、寺院の造営に伴う様々な技術(建築・造瓦・工芸など)の伝播を考える上でも重要です。

古代史年表

時代	西暦	年号	陸奥国関係古代史	日本の主な出来事
飛鳥時代	630	舒明 2		第1回遣唐使派遣
	637			上毛野君形名を将軍に任じ、蝦夷を討つ
	645	大化 1		乙巳の変(大化改新)が始まる
	647	3	淳足柵(新潟県)を造る	
	648	4	磐舟柵(新潟県)を造る	
	649	5		全国で評が建てられる
	652	白雉 3		難波長柄豊碕宮が完成
	653	4	石城評が建てられる	遣唐使派遣, 道昭入唐
	655		※この頃までに道奥国が建国される	
	658~60			7月 難波宮で越・陸奥の蝦夷を饗す
	659		3月 道奥・越の国司・郡領に位を授ける	阿倍比羅夫, 日本海沿岸を北上する大航海を行う
	660		7月 遣唐使が陸奥の蝦夷男女2人を同道する	3月 甘樫丘東の川原に須彌山を造り, 陸奥と越の蝦夷を饗す
	663		※この頃、覺国(くにまぎ)のため陸奥国石城船造に大船を作らせる	5月 石上池のほとりに須彌山を造り肅慎を饗す 白村江の戦い
	672			壬申の乱
	682		3月 陸奥国の蝦夷に位を授ける	天武天皇, 新城に行幸 宮室の地を定める
	684			3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる
	685			9月 天武天皇崩御
	686	朱鳥 1		12月 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し, 冠位を授け, 物を賜う
	688			
	689		1月 陸奥国優曇曇郡の城養蝦夷らに出家を許す 7月 陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与える	
	690			1月 持統天皇即位
694			12月 藤原京に都を遷す	
697		10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する		
698		10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する		
701	大宝 1	3月 凡海鹿鎌を陸奥に派遣し, 金を精錬させる	8月 大宝律令完成する	
702	2		6月 遣唐使粟田真人ら出発す	
704	4		4月 諸国の印を鑄る	
704	慶雲 1		7月 粟田真人帰朝	
705	2	※日本文徳天皇実録によればこの年に陸奥国蝦夷が反乱を起こす		
708	和銅 1	越後国に出羽郡を置く		
709	2	3月 越後の蝦夷征討に際し, 陸奥国にも鎮東將軍を派遣する		
奈良時代	710	和銅 3		3月 平城京に都を遷す
	712	5	9月 出羽国を置く 10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移すことを命ず	
	713	6	12月 陸奥国に丹取郡を建てる	
	715	8	1月 元日朝賀において陸奥・出羽の蝦夷等が特産物を進上する 5月 相模, 上総, 常陸, 上野, 武蔵, 下野の富民1000戸を陸奥国に配す	
	716	霊亀 1	10月 陸奥国香河村, 間村に郡家を建てる	
	717	2	9月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す	
	717	3		里制を改め, 郷里制とする
	718	養老 2	5月 陸奥国から石城, 石背の二国を分置する	
	720	4	9月 陸奥国の蝦夷反乱し, 按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する	
	721	5	8月 出羽国が陸奥按察使の管轄下とされる 10月 柴田郡の二郷をさき苜田郡を置く	
	722	6	8月 諸国より柵戸1000人を陸奥鎮所に配する	閏4月 壱田百万町歩の開墾を計画する
	724	神亀 1	3月 陸奥国の海道蝦夷反し, 大塚佐伯児屋麻呂を殺す 4月 海道蝦夷を征するため, 持節大將軍藤原宇合らを派遣する	2月 聖武天皇即位
	728	5	※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く 4月 新たに白河軍団を置き, 丹取軍団を改めて玉作軍団となす	
	730	天平 2	1月 陸奥国の田夷村に郡家を建てる(遠田郡の設置)	
	733	5	12月 出羽柵を庄内地方から秋田村高清水岡に移す	
	737	9	1~4月 多賀城から出羽柵への直路開通事業(雄勝村の手前で中止)	
	741	13		2月 国分寺創建の詔
	749	天平勝宝1	1月 陸奥国小田郡より初めて黄金を貢ずる	
	760	天平宝字4	1月 雄勝城, 桃生柵の造営が終る	
	762	天平宝字6	12月 多賀城の改修工事完了し, 多賀城碑が建てられる	
	767	神護景雲1	10月 伊治城の造営終る 10月 陸奥国に栗原郡を置く	
774	宝亀 5	7月 陸奥国の海道蝦夷, 桃生城を侵し, その西郭を敗る 3月 伊治皆麻呂, 按察使紀広純らを殺し多賀城を襲撃		
784	延暦 3		11月 長岡京に都を遷す	
時平代安	794	延暦 13		10月 平安京に都を遷す
	802	21	1月 胆沢城が造営される	

(2) 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置しました。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至りました。その後、この役割は多賀城に受け継がれることとなります。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と並ぶ歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡であるといえます。

平成20年策定の保存管理計画において整理された歴史的価値をもとに、これまでの調査成果からわかったことを再整理し、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値について、指定説明文等から読み取れる①・②及び、価値評価の視点の進化を反映した③の3点にまとめました。

①東北古代史のはじまりを象徴する遺跡

仙台郡山官衙遺跡群は全国的にも最古段階に位置付けられる古代の地方官衙です。律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、文献に残らなかった官衙の存在が発掘調査を通して明らかになった点においても、7～8世紀の日本古代史の解明に不可欠な遺跡といえます。

I期官衙においては、評の成立を示すとみられる「名取」刻書のある土師器が出土しており、律令国家による地方支配の進展を考える上でも貴重です。また、I期官衙は『日本書紀』にみられる日本海側の淳足柵・磐舟柵に対応する太平洋側最古の城柵であり、II期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられ、古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設の具体的様相を知ることができる貴重な遺跡であるといえます。

②中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡

II期官衙の中枢部に位置する石組池は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の儀礼が行われたと推察されます。現在までに、飛鳥地方以外で類似の遺構が発見された例は本遺跡のみであり、国家北辺における地域支配の展開過程を知る上で重要な遺跡といえます。

また、II期官衙のほぼ正方形を成す平面形や規模、外郭に空閑地のある構造は藤原宮がモデルにしていると考えられますが、同様の空閑地は九州(豊前国)の福原長者原官衙遺跡(7世紀末～8世紀中葉)にもみられ、古代国家が日本列島の北辺と西辺において中央政府の威信を示そうとした意図が伺えます。また、1辺428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には伽藍を擁する寺院を配置するなど、古代地方官衙の空間的スケールを示す遺跡として重要であるとともに、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域(石組池・石敷・槻の木の広場)を地方にあって体感できる貴重な遺跡であるとともに、古代の東北地方において、日本海側と太平洋側に対する政策の様相は連動していると考えられ、律令国家成立期の東北地方に対する政策を知る上で貴重な遺跡といえます。

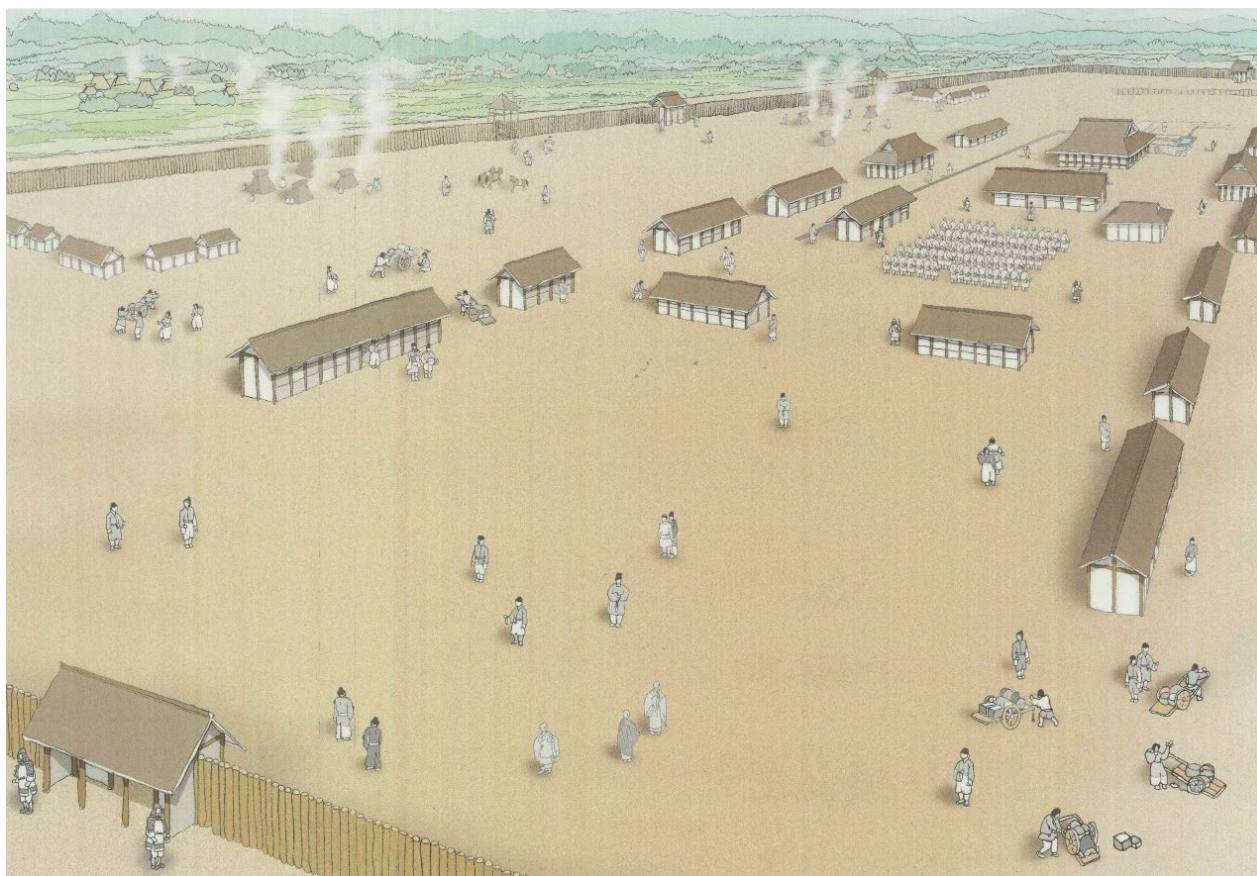
③東北地方から東アジアに及ぶ 人・文化・技術 の交流を示す遺跡

西台畑・長町駅東遺跡などの集落や向山横穴墓群などの墓域、東山道(未発見)などとも関連し、仙台平野南部に対して大きく影響を及ぼすとともに、現在の宮城県域に止まらず、遺物等を通じて奥羽山脈の西側や北東北とも関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡であったといえ

ます。さらに、Ⅰ期官衙から出土した畿内産土師器からは畿内からの役人の派遣が、関東地方の特徴を示す土師器からは関東からの移民が伺える一方で、本遺跡出土の黒色土器と形状や調整方法の類似した土器が飛鳥石神遺跡で出土するなど、広域な地域間交流が伺えます。

Ⅱ期官衙の構造や建物配置は、日本最初の中国風都城である藤原宮がモデルと考えられ、古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重であり、郡山廃寺は、東北地方で伽藍を有する最古段階の寺院であり、東アジアにおける仏教文化の広がりや、寺院の造営に伴う建築・造瓦・工芸などの様々な技術の伝播を考える上で重要な遺跡といえます。

郡山遺跡の所在する郡山は、名取川と広瀬川に囲まれ、河川交通や太平洋における海洋交通に適した地であり、飛鳥～奈良時代の官衙の設営に始まり、鎌倉時代の奥州合戦時には奥大道（未発見）を源頼朝軍が通過したと考えられ、関ヶ原合戦では伊達政宗が北目城（郡山遺跡に隣接）に陣を置き、現代でも東北地方の物流拠点として重要な役割を果たした長町駅貨車操車場（長町ヤード）やJR長町駅が位置するなど、古代から現代に至る「物流の要衝としての郡山地区」のはじまりを象徴する遺跡といえます。



Ⅱ期官衙イメージ図

(3)構成要素

史跡地やその周辺地域には、史跡としての価値（本質的価値）に関わるかに限らず、時間経過の中で様々な要素が混在しているため、史跡等を構成する要素を以下のように整理しました。

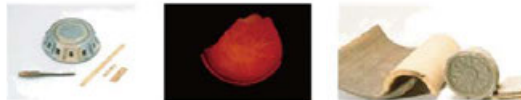
本質的価値

① 遺構・遺物

○遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴建物跡，溝跡，基壇跡，井戸跡



○遺物：須恵器（円面硯など），土師器，瓦（鴟尾など），木簡，金属製品等



② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値に準じる

③ 史跡の歴史的変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物

○平安～近世の遺構・遺物

本質的価値以外

④ 保存管理・活用

○郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭（標） ○木柵・生垣



○花壇 ○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡 僧坊跡） ○居久根



史跡の保存管理・活用に資する要素 ↑

↓その他の要素

⑤ その他

○農耕地等：畑地（ビニールハウス）

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール（昭和48年建築）等），市の施設

○道路等：市道，水路

○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー



史跡地内 ←

→ 史跡地外

本質的価値相当

① 遺構・遺物

○遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴建物跡，竪穴住居跡・竪穴建物跡，溝跡等



○遺物：須恵器，土師器，金属製品等

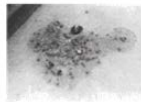
② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値相当に準じる

③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物



○平安～近世の遺構・遺物



本質的価値相当以外

史跡の保存管理・活用に資する要素 ↑

④ 保存管理・活用

○歩道舗装を利用した遺構平面表示
(Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近)



○郡山遺跡説明板



○郡山中学校校舎内遺構復元表示
(官人の居宅と考えられる建物群)



↓ その他の要素

⑤ その他

○緑地等：神社林，街路樹

○農耕地等：畑地

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，民間施設
(商業施設・教育施設・神社等)，学校施設(校舎・体育館・プール等)，
国の施設

○道路等：市道，水路，私道

○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，
ガードレール，信号機

史跡地内で、本質的価値を構成するもの

①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)

- 遺構：石組池跡、石敷、石組溝跡、掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡、基壇跡、井戸跡等
- 遺物：須恵器(円面硯など)、土師器、瓦(鴟尾など)、木簡、金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

史跡地内で、本質的価値に準ずるもの

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 古墳時代以前の遺構・遺物
- 平安～近世の遺構・遺物

史跡地内で、本質的価値以外のもの

④史跡の保存管理・活用に資する要素

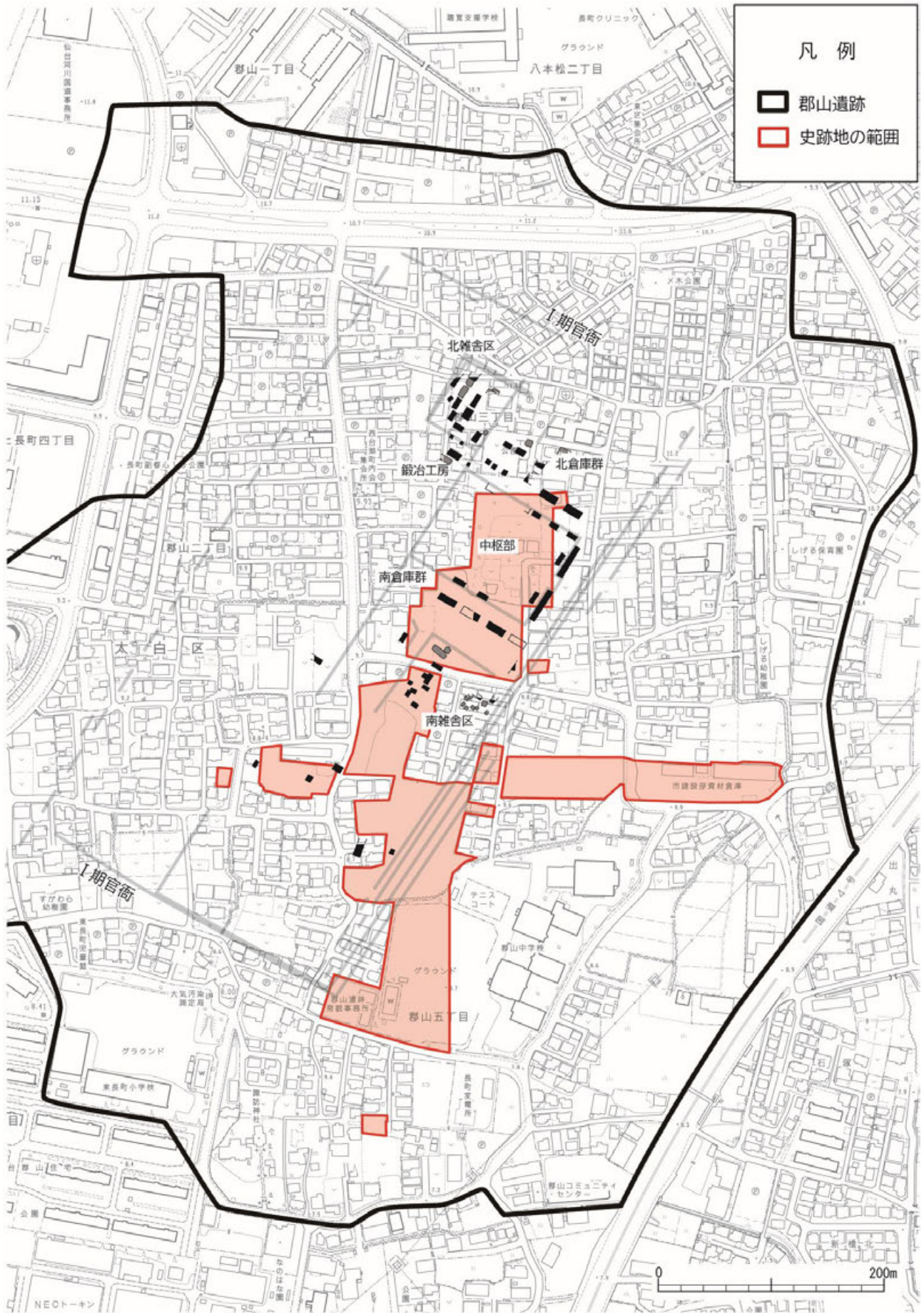
- 郡山遺跡説明板
- 史跡標識
- 調査事務所
- 土地境界杭(標)
- 木柵・生垣
- 花壇
- 暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)
- 居久根(いぐね)

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で、史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

現在生育するケヤキの木は、官衙と直接的なかわりはないが、天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「齋槻の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ、石組池の傍らに所在するケヤキ(=槻)の木は、史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

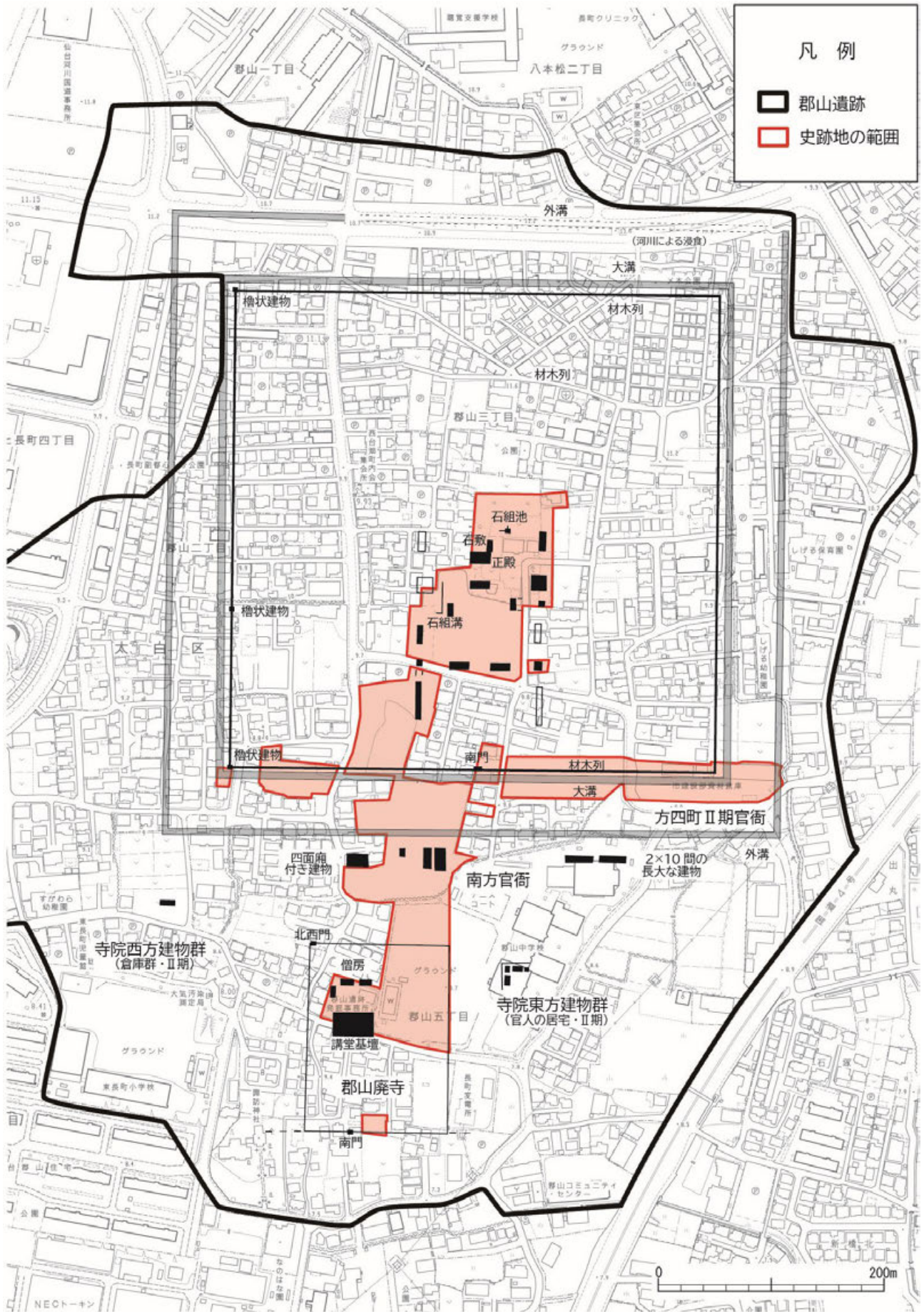
⑤その他の要素

- 農耕地等
 - 畑地(ビニールハウス)
- 民家その他の建築物及び工作物
 - 民家及び付属施設、学校施設(校庭・プール(昭和48年建築)等)、市の施設
- 道路等
 - 市道、水路
- その他の人工物
 - 電柱・支線、埋設管、ゲートボール場、一時避難所の案内板、カーブミラー



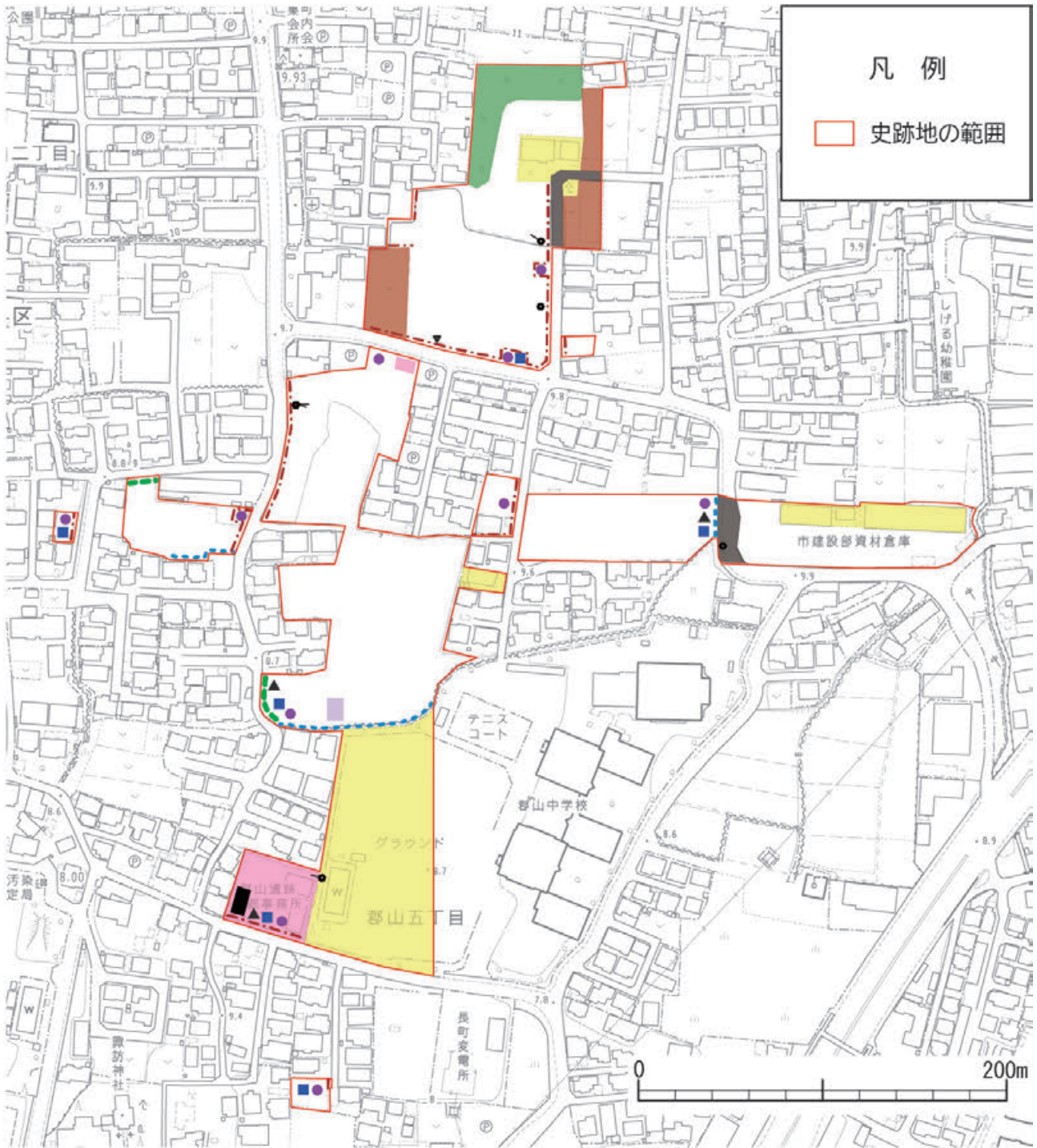
(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

史跡地周辺における I 期官衙の遺構配置図 (推定含む)

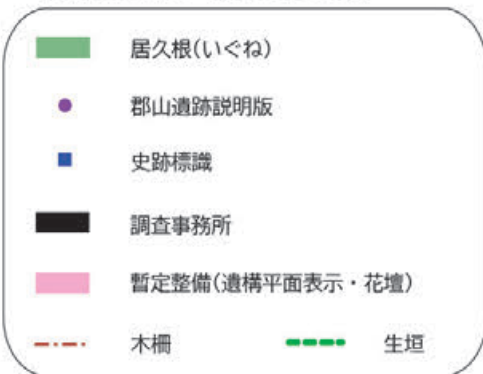


(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

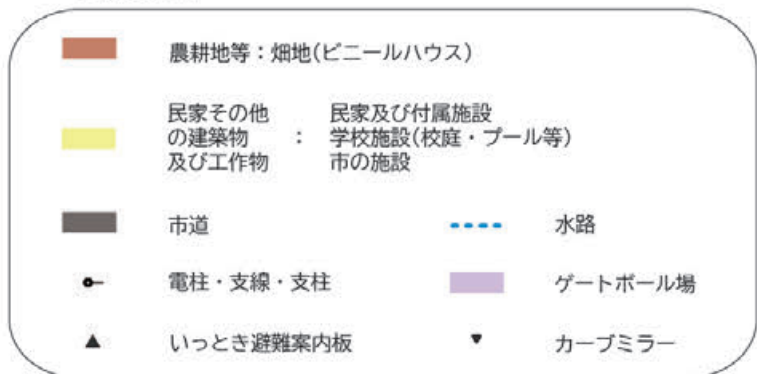
史跡地周辺におけるⅡ期官街の遺構配置図(推定含む)



史跡の保存管理・活用に資する要素



その他の要素



史跡地内で、本質的価値以外のもの

史跡地外で、本質的価値相当のもの

①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)

- 遺構：掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡等
- 遺物：須恵器、土師器、金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

史跡地外で、本質的価値相当に準ずるもの

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 古墳時代以前の遺構・遺物
- 平安～近世の遺構・遺物

史跡地外で、本質的価値相当以外のもの

④史跡の保存管理・活用に資する要素

- 歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）
- 郡山遺跡説明板
- 郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

⑤その他の要素

- 緑地等
神社林、街路樹
- 農耕地等
畑地
- 民家その他の建築物及び工作物
民家及び付属施設、民間施設（商業施設・教育施設・神社等）、
学校施設（校舎・体育館・プール等）、国の施設
- 道路等
市道、水路、私道
- その他の人工物
電柱・支線、埋設管、公園、駐車場、カーブミラー、ガードレール、信号機